

令和元年度第4回 一関市総合計画審議会

日 時：令和2年3月25日（水）

10時00分～11時00分

場 所：一関市役所 議員全員協議会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

4 議 題

(1) 総合計画後期基本計画分野別計画について

【資料No.13】総合計画後期基本計画分野別計画（草案）

(2) まちづくりスタッフ会議について

【資料No.14】まちづくりスタッフ会議について

5 その他

6 閉 会

令和元年度第4回一関市総合計画審議会 市出席者名簿

令和2年3月25日開催

No.	役職	氏名	備考
1	一関市長	勝部 修	
2	市長公室長	石川 隆明	
3	市長公室次長兼政策企画課長	佐藤 正幸	
4	市長公室政策企画課 課長補佐 兼未来戦略係長	阿部 繁樹	
5	市長公室政策企画課 政策推進係長	鈴木 敏宏	
6	市長公室政策企画課 主査	小野寺 知之	
7	市長公室政策企画課 主事	佐藤 真央	

一関市総合計画審議会委員名簿（任期：平成31年3月8日～令和3年3月7日）

No.	氏名	ふりがな	地区	備考
1	阿部 新一	あべ しんいち	一関	
2	砂金 文昭	いさご ふみあき	一関	
3	伊藤 一樹	いとう かずき	一関	
4	太田 久美	おおた くみ	千厩	
5	大沼 佐樹子	おおぬま さきこ	一関	
6	小山 亜希子	おやま あきこ	川崎	
7	菅野 佳弘	かんの よしひろ	大東	
8	小岩 邦弘	こいわ くにひろ	一関	会長
9	佐藤 弘子	さとう ひろこ	千厩	
10	東海林 訓	しょうじ さとし	一関	
11	菅原 君代	すがわら きみよ	川崎	
12	菅原 敏	すがわら さとし	一関	
13	菅原 行奈	すがわら あんな	東山	
14	菅原 正弘	すがわら まさひろ	一関	
15	千田 久美子	ちだ くみこ	大東	
16	千田 博	ちだ ひろし	藤沢	
17	千葉 哲夫	ちば てつお	一関	
18	辻山 慶治	つじやま けいじ	一関	
19	徳谷 喜久子	とくたに きくこ	一関	副会長
20	中尾 彩子	なかお あやこ	一関	
21	畠山 育美	はたけやま いくみ	藤沢	
22	原田 哲	はらだ さとし	花泉	
23	藤野 清貴	ふじの きよたか	川崎	
24	三浦 幹夫	みうら みきお	室根	
25	水谷 みさえ	みずたに みさえ	一関	
26	吉田 正弘	よしだ まさひろ	東山	
27	若山 義典	わかやま よしのり	一関	

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
1-1	農林水産業	1-1-1	魅力ある農林業と担い手づくり	農政課	本市の農業は、自然条件と地域特性を生かし、水稻、畜産、園芸、果樹等が複合的に経営されており、年間を通じて多彩な農産物が生産されています。 農業経営については、農業従事者の減少と高齢化により、個別経営体は専門化が見られる一方で、兼業農家数が大きく減少しています。また、集落営農の組織化が進んでいるものの、担い手が不足し、生産額の減少、農地の遊休化が進んでいます。畜産については、企業が規模を大きくしています。本市の農業の維持発展を図るためには、これからの農業を担う人材や組織を育てていく必要があります。そのためには所得の確保が必要であり、生産技術や経営管理の能力向上のほか、担い手への農地の集積、スマート農業の導入など生産性の効率化が求められています。 また、新規学卒者など若者に対する就農支援の充実や雇用機会の拡大を図るとともに、農業後継者の円滑な農業経営の継承を推進する取組が必要です。	【魅力ある農業と担い手づくり】 ①新規就農者の確保のために、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。 ②関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者、集落営農組織等に対し、研修の機会を設けながら経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。 ③地域農業マスタープランの話し合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図ります。 ④様々な機会を通じて本市の農林業の魅力のアピールし、雇用就農を含む新規就農者の確保を図ります。	・新規就農者数(人) ・農業法人数(人) ・農用地の利用集積率(%)	・新規就農や定年後の農業経営への参画、農作物の栽培に挑戦しましょう。 ・自分達の地域の将来の農業について話し合う、地域農業マスタープランの話し合いに参加しましょう。	1-1-2 農業生産基盤の整備と担い手育成	5-③-(5) 5-③-(8) 5-③-(11)
1-1	農林水産業	1-1-2	農業生産基盤の整備と担い手育成	農地林務課	水田の整備、農地の集積については、基盤整備事業の導入や、農地中間管理機構を活用した集積が進んでいますが、平地に比べて、中山間地域は取組が遅れています。 農村地域においては、高齢化、少子化による労働力の低下が懸念されています。 このなかで、地域と農業を守るためには、農業の生産基盤を整理し、集落営農組織化を図り、低コスト、持続可能な営農形態を構築するとともに、地域の特性が生かされる農産物の生産振興や高齢者、女性の労働力を活かす営農が必要です。	【農業生産基盤の整備と担い手育成】 ①恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支える担い手の育成を図ります。 ②農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のバイプライズ化、老朽化した農業水利施設の長寿命化を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。	・水田整備率(%)	・集落営農の組織化の会議など集落の話し合いに参加しましょう。 ・女性の労働力を活かし、6次産業化の活動を推進しましょう。	・1-1-1 意欲ある担い手づくり ・1-1-4 農村の活性化	5-④-(1)
1-1	農林水産業	1-1-3	農業の有する多面的機能の発揮	農政課	農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果、多面的機能があります。また、共同活動は、農村コミュニティの維持に大きく貢献してきました。 これら活動については、担い手を中心として、地域の多様な人たちの共同等によって支えられていますが、農村地域の高齢化や人口減少により、活動の継続が難しくなっています。 地域と農業を守るための活動を支援し、農村地域の構造の変化に対応した地域資源の保全管理を推進していくことが必要です。	【農業の有する多面的機能の発揮】 ① 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。 ② 水路の泥上げ、農道の維持、植栽など農村環境の整備、水路などの補修や修繕に対し、地域の共同の取組を推進します。 ③ 環境保全のため行う緑肥の作付け、堆肥の施用や、有機農業を推進します。	農業振興地域内の農用地(ha)	・地域内の農道、用排水路や宅地まわりを中心に活動組織の構成員として参加し、積極的に草刈りや泥上げに協力しましょう。		1-②-(2)
1-1	農林水産業	1-1-4	農村コミュニティの活性化	農政課	経済・生活の現代化や人口減少により、農村コミュニティの維持が懸念されています。農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。 そのため、地域資源を活かした6次産業化や地域の特色を生かした教育旅行の受入・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大の取組を進めることが必要です。 また、県外の都市部から、地域おこし協力隊員等の外部人材を受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘やモチベーションの向上も、これからの農村コミュニティの活性化には必要です。	【農村コミュニティの活性化】 ①農地保全への取組と併せ、地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。 ②人が集い相談や共同作業を行うとともに、地域の特色を生かした教育旅行の受入・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図りながら、農村の持続と活性化を図ります。 ③県外の都市部等から、外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村コミュニティの活性化を図ります。	・ニューツーリズム実践件数(人・組織) ・ニューツーリズム等による交流人口(人)	・農業・農村体験などを起点とした体験型イベントに参加しましょう。		1-②-(5)
1-1	農林水産業	1-1-5	農林水産物の生産、販売支援	農政課	本市の主要な農畜産物としては、米、肉用牛、生乳、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小菊、りんどう、りんご、しいたけなどがあり、各品目とも東北有数の産地となっています。 農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給する必要性からも、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。 担い手が不足している現状から、効率的な生産体制を構築することが必要であり、水稻については低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜・花きについては、施設整備助成などによる専作農家の育成、肉用牛、酪農については飼育頭数の維持、増加への支援が必要です。	【農林水産物の生産、販売支援】 ①食の安全・安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農畜産物の生産振興を図ります。 ②産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。 ③地域資源を活かした6次産業化や農工商連携事業に取り組む農業者や商工業者を支援します。 ④地産地消・地産外商を推進し、販路拡大に向けた支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。	・振興作物(野菜)の出荷量(t/年) ・振興作物(花き)の出荷量(千本/年) ・和牛子牛出荷頭数(頭/年) ・6次産業化事業化件数(件)	・農業の6次産業化や農工商連携により新商品を開発し販路拡大に取り組みしましょう。 ・地元産農畜産物、地元産木材を活用し地産地消に取り組みしましょう。 ・地元産農畜産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みしましょう。 ・農産物直売所などを利用し、農業者と消費者の交流が図られるイベントなどへ参加しましょう。		5-④-(1) 5-⑥-(2)

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
1-1	農林水産業	1-1-6	森林の適正管理と利活用	農地林務課	木材需要は増加傾向ですが、木材価格の低迷が続いています。収益性の向上が見通せないため、森林所有者の経営意欲が減退し、放置される森林が増加しています。また、高齢化や、後継者不足などにより林業従事者が減少し、適正な管理が行われず、荒廃した森林の増加が問題となっています。一方で、昭和30年代に植林した針葉樹等が成熟期を迎えており、これらの森林資源の積極的な利活用を推進しながら、「伐ったら植える」の森林サイクルの円滑な循環により、森林を更新させながら健全な森林の育成を図る必要があります。	【森林の適正管理と利活用】 ①林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入などによる林業経営体の育成や担い手の確保、森林施業に必要な林道等の適切な維持・管理に努めます。 ②森林の持つ水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐等の森林整備の実施とともに、荒廃した森林が増加しないよう伐採後の再造林を推進し、森林資源の循環を図ります。 ③森林環境譲与税の活用、森林経営管理法による新たな森林管理システムの推進により、多様で健全な森林への誘導による森林の保全、木材利用の促進や普及啓発を図ります。	間伐実施面積 (ha)	・伐採後は、木を植え、森林を更新しながら、「伐ったら植える」という森林資源の継続的な循環を図りましょう。		2-⑩-(1)
1-1	農林水産業	1-1-7	地域木材の資源エネルギーとしての活用	農地林務課	当市は豊かな森林資源を有していますが、間伐などで生じた木材の多くは、現在の価格では搬出して販売してもその搬出コストを賄えないことも多く、未利用材として山林内に放置されています。持続可能な地域づくりの意識の高まりを受けて、これまで利用されてこなかった未利用材を地域の資源エネルギーとして活用し、エネルギーの地域内での循環により、経済効果や雇用創出による地域振興を図ることが求められています。	【地域木材の資源エネルギーとしての活用】 ①未利用材を、地域内の公共施設や民間施設で木質バイオマスとして有効活用する取組を推進することにより、林業の振興やエネルギーの地産地消の推進に努めます。 ②市民の参画のもと、山林内から未利用材を搬出して燃料用チップや薪などに活用する取組を推進し、新たな価値の創出により、持続可能な取組につなげていきます。 ③薪ストーブの普及と地域内で生産される薪の安定的な取引の場を構築し、地域に根差した木質バイオマスの利用を促進します。	燃料用木材生産量 (BDt/年)	・山林内に残されたままとなっている間伐材などの未利用材を、バイオマスエネルギー資源として活用していきましょう。 ・薪ストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の良さを見直しましょう。		2-⑩-(2) 2-⑩-(3) 5-④-(1)
1-1	農林水産業	1-1-8	森林と市民との関わりの創出	農地林務課	森林は、木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。森林を地域の資源として活かすとともに、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。また、水資源を育む水源となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しむ環境づくりが必要です。	【森林と市民との関わりの創出】 ①森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全を推進し、子どもたちが自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。 ②きれいな水、潤いのある水辺、水資源を育む水源を守るため、地域住民やボランティア団体と協力しながら、森林の機能維持を目指します。 ③里山をはじめとする身近な森林は、人と自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、その魅力と機能の維持増進を図り、保全に努めます。 ④地域住民や緑の少年団等を対象にした植樹活動の機会を通じて、木を植えることの大切さと循環する地域資源としての理解を深めます。	森林体験者数 (人)	・森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを再発見する体験型イベントに参加しましょう。 ・緑化推進活動や、緑の募金に協力しましょう。		3-⑩-(9) 6-①-(12) 6-②-(9)
1-2	工業	1-2-1	工業の振興	工業労政課	①本市は、盛岡市と仙台市の間に位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあり、県境や市町村境にとらわれない中東北の拠点都市として岩手県南から宮城県北の経済や文化及び教育の中心となっており、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。 ②本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品、デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は252事業所(平成30年工業統計)となっています。 ③経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策や人口減少・少子高齢化の到来など、社会経済の環境が急速に変化する中で、本市の工業の課題も大きく変化してきています。	【工業の振興】 ①工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性や施策を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策・事業の展開を図ります。 ②高品質・高付加価値なものづくりのため、産業支援機関などと連携し、技術講習や品質管理検定の開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制を強化します。 ③企業の技術力、経営力を強化するため、技術開発・共同研究・高品質化への取組や、新事業活動による経営革新・取引拡大などを支援します。	・(公財)岩手県南技術研究センター試験分析件数(件/年) ・製造業の製造品出荷額(億円/年)			

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
1-2	工業	1-2-2	ものづくり人材の確保と育成	工業労政課	④市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が必要とされています。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。 ⑤(公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校を活用した産学官金の連携及び支援体制の充実による人材育成、地域企業の技術力・経営力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業の連携と活動の一層の促進を図るための様々な形での支援が求められています。	【ものづくり人材の確保と育成】 ①関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会を充実を図ります。 ②技術、技能習得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高いものづくりを支援するとともに、高専、理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。 ③新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るとともに、時代を担うリーダーを育成するための研修を行います。	品質管理検定受験者数及び合格者数(人)	・技術や技能を取得するため、検定受験に取り組むとともに、産業支援機関などが行う各種講座に参加し、高品質で付加価値の高いものづくり産業の圏域をつくりましょう。		5-⑫-(1) 5-⑫-(2) 5-⑫-(3) 5-⑫-(6)
1-2	工業	1-2-3	地域内発型産業の振興	工業労政課	⑥ものづくり産業を支え、地域の活性化を図るためには、中小企業の持続的発展が不可欠となっています。新たな市場や事業開発につながる経営資源の相互活用や補完、製品開発力・技術開発力の向上などの効果が期待できる企業間連携が求められています。 ⑦地域内発型の産業を興すためには、継続的、総合的な支援が求められていることから、関係機関の連携強化と、内発型産業を促進するための支援体制の構築が課題となっています。 ⑧企業においては、人手不足や生産効率の向上、販路拡大などの様々な経営課題に対応するため、IoTをはじめとする新しいIT技術の導入、活用により、経営力の強化・生産性の向上に積極的に取り組むことが課題となっています。	【地域内発型産業の振興】 ①産学官の連携を図り、企業間連携や共同研究への取り組みなどによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。 ②両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしなが、新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。 ③他地域における企業間連携や農工商連携・6次産業化などの先進事例、成功事例の普及啓発を行い、内発型産業の機運の醸成を図ります。 ④IoTに関する普及啓発や、地域経済分析システム(RESAS)の活用、企業間ネットワーク構築を促進するため、各種セミナーを開催します。	(公財)岩手県南技術研究センター等との共同研究数(件/年)	・(公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの学術研究機関を活用し、新製品や新技術の開発に挑戦しましょう。 ・産学官金による情報交換や企業の取組等を知ることができる産学官イブニング研究交流会へ参加し、企業間の連携強化に取り組みましょう。		5-⑫-(2) 5-⑫-(3)
1-2	工業	1-2-4	企業誘致の推進	工業労政課	⑨「中東北の拠点都市」として、恵まれた立地状況と優遇制度の優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場や産業用地の情報提供や岩手県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要となっています。 ⑩本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー(ILC)の国内建設候補地とされていることから、岩手県を始め関係機関と連携を密にし、情報収集する必要があります。また、国際リニアコライダー誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要です。	【企業誘致の推進】 ①企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。 ②企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。 ③企業の立地動向を的確に把握し、企業ニーズに合った工業団地の整備を検討します。 ④自動車関連産業、半導体関連産業の集積の流れや国際リニアコライダー(ILC)誘致の動向などを注視するとともに、ICT・IoTといった情報関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。	誘致企業数(社)	・企業や市が行う情報発信を通じ、市内に立地した企業や産業支援機関等の活動について理解を深めましょう。 ・空き工場や産業用地として活用が見込める遊休地などの情報を発信しましょう。		5-③-(3) 5-⑬-(1)
1-3	商業、サービス業	1-3-1	商業、サービス業の振興	商政課	①市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。 ②高齢者など、商店まで買物に行くことに対し不便を感じる市民(買物弱者)が増えており、自宅で買物などができる仕組みが求められています。	【商業、サービス業の振興】 ①中小企業に対し事業資金の低利融資、利子補給等を行い経営を安定させ、市内中小企業の振興を図ります。 ②商工会議所等の関係団体への活動を支援し、個々の中小企業への巡回指導、窓口指導の充実を図るとともに、これら関係団体と連携し、定期的に創業希望者や中小企業におけるさまざまな課題を解決するための相談窓口等を開設し、市場開拓や情報発信力の向上などの専門的な分野についても支援を行い、起業創業支援や中小企業の経営合理化、効率化を促進します。 ③利用者の自宅まで、食品や日用品の宅配を行ったり、床屋などの役務を提供したりする事業者の情報を取りまとめ、市民に周知を行うことで、買物弱者の買物の利便性の向上を図るとともに、商業、サービス事業者の新たな顧客づくりを支援します。	・市等制度資金利用件数(件/年) ・商工会議所の巡回窓口相談等件数(件/年) ・関係団体による定期的な相談窓口での相談件数(件/年) ・宅配等事業者の件数(件)	・市内企業の製品や品揃え等について理解を深め地元での消費に協力しましょう。 ・市内の宅配等事業者を利用し商業やサービス活動を活発にしましょう。		1-⑦-(3) 2-⑦-(5)

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
1-3	商業、サービス業	1-3-2	商店街の活性化	商政課	<p>③商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービス提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。</p> <p>④本市の商業の状況をみると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。また、郊外型の大型店等の出店やインターネット通販により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。さらには、経営者が高齢化し、後継者不足も課題です。</p> <p>⑤一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成25年4月1日のオープン以来順調に利用され、毎年およそ40万人の入館者がありますが、今以上の周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。</p>	<p>【商店街の活性化】</p> <p>①商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などを展開し、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。</p> <p>②空き店舗の活用を促進し商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。</p> <p>③商工会議所等関係団体の事業承継事業を支援し、空き店舗を増やさない取組を行います。</p> <p>④なのはなプラザを会場とした各種イベントの開催や誘致を図り、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街の賑わいを創出します。</p>	<p>・商店街空き店舗率(%)</p> <p>・市補助金を活用したまちなかイベントの来場者数(人)</p> <p>・商工会議所が実施する事業承継事業への相談対応件数(件)</p>	<p>・商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力にふれながら商店街の活性化を応援しましょう。</p> <p>・市内の商店街を利用し、まちなかの賑わいをつくり出すとともに地域の結びつきを高めましょう。</p>		5-②-(3)
1-3	商業、サービス業	1-3-3	活力ある商業の振興	商政課	<p>⑥消費者ニーズの多様化から高度な情報収集能力が必要となっています。</p> <p>⑦各地域の特色を生かした特産品は、販売だけではなく愛好者の地域への集客にもつながり新たな商業展開も見込まれることから、今後も継続的な支援を行うことが必要です。</p> <p>⑧商店街の振興をはじめとする地域経済の活性化には、女性や若者などを中心とした起業や事業承継が大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりが求められています。</p>	<p>【活力ある商業の振興】</p> <p>①消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供のため、商工会議所等と連携し、セミナーの開催、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援し、個店の魅力づくりを促進します。</p> <p>②特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品開発を促進します。</p> <p>③女性や若者などが、起業しやすい環境づくりを支援します。</p>	<p>市の施策による起業家数(人)</p>	<p>・本市の特産品の素晴らしさを再発見し、贈答品などに利用して、特産品の魅力を市内外に伝え「いちのせき」を売り出しましょう。</p> <p>・起業者の活動に対し理解を深め、地域づくりや賑わいづくりと一緒に進める一員として起業者を迎え入れましょう。</p>		5-③-(5) 6-②-(11)
1-4	雇用	1-4-1	関係機関との連携による就業支援	工業労政課	<p>①雇用情勢は、多くの業種で人手不足が深刻化しており、特に建設関連産業、医療、福祉関連産業を中心に、人材が充足していない状況が続いています。さらに人材確保と地元定着を進めるため、多様で柔軟な働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援する必要があります。</p> <p>②新規高卒就職希望者は100%の就職率となっているものの、地元就職率は50%を下回って推移しています。また、早期に離職する若者も多い状況です。</p>	<p>【関係機関との連携による就業支援・勤労者福祉の充実】</p> <p>①求職相談・職業紹介や求職者訓練、中東北就職ガイダンス・面接会の開催等を通じて、求職者の早期就業とUIJターン就職希望者の支援に取り組みます。</p> <p>②関係機関と連携し、キャリア教育の支援等に取り組みます。</p> <p>③セミナーを開催し、就業定着と人材育成を支援するとともに、関係機関と連携して働き方改革を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を支援します。</p>	<p>新規高卒者の管内就職率(%)</p>	<p>・地元で働くことについて家庭や学校でも理解を深め、若者の地元就職や就業定着を応援しましょう。</p> <p>・働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりへの理解を深めましょう。</p>		2-⑭-(2) 5-① 5-③-(4) 5-③-(9) 5-③-(11) 5-⑨ 6-①-(7) 6-①-(10) 6-①-(11) 6-②-(2)
1-4	雇用	1-4-2	勤労者福祉の充実	工業労政課	<p>・国、県の関係機関と連携し、働き方改革運動を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。</p>	<p>※ 単位施策の内容が限定的で少ないことから、1-4-(1)に統合し、1-4-(2)を削除する。</p>				
1-4	雇用	1-4-3	能力開発と人材育成	工業労政課	<p>①多くの業種において人材不足が継続しており、ものづくりの技術者、後継者においても減少しています。職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。</p> <p>②求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職をめざし、スキルアップに取り組むため、事務系や介護系の訓練を実施しています。</p>	<p>【能力開発と人材育成】</p> <p>①関係機関との連携により企業ニーズにあった職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに職業能力開発の促進に努めます。</p> <p>②ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。</p> <p>③各種研修会等を実施し企業の人材育成を支援します。</p>	<p>職業訓練施設における訓練受講者数(人/年)</p>	<p>・市内企業が出展する展示会を見学し、ものづくり技術や技能の伝承への理解を深めましょう。</p> <p>・職業訓練や研修に参加し、学んだ専門的な知識や技術を活かしていきましょう。</p>		6-②-(9) 6-②-(10)

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
1-5	観光	1-5-1	観光資源の発掘及び活用	観光物産課	<p>①本市の観光入込客数は、各観光地の合計で262万人回に達しています。主な観光資源は、栗駒国立公園、敵美溪、狛鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、歴史ある室根神社特別大祭、一関市・大東大原水かけ祭り、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、近年では、全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル、せんまや夜市、唐梅館絵巻などが代表的です。このように本市にはそれぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、国内外から観光客が訪れています。</p> <p>②観光地や祭り、四季を通じたイベント等は、本市を全国に情報発信する上で重要な資源であり、地域活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。また、観光による交流人口や関係人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。</p> <p>③より多くの観光客に訪訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、近隣市町村と連携した誘客の推進が重要です。また、岩手県南、宮城県北の多くの観光地や観光資源をつなぐ観光ルートの開発や特産品、温泉、もち食などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。</p> <p>④一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國一関・平泉号」による係留体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んでおり、さらなる誘客の促進が求められています。</p>	<p>【観光資源の発掘及び活用】</p> <p>①観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。</p> <p>②ふるさと名物応援宣言したもち食、日本酒・地ビール類、秀衡塗、熱気球の普及や支援に努めるとともに、観光資源の掘り起こしや磨き上げをし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、PRに努めます。</p> <p>③岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光振興を図ります。また、滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。</p> <p>④「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。</p> <p>⑤一般社団法人一関市観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。</p> <p>⑥一関三大フェスティバル(全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル)の充実と周知を図り、観光客の誘致を推進します。</p> <p>⑦情報通信技術を活用した観光情報の発信や観光案内機能の充実と努めます。</p>	<p>・観光入込客数(万人回/年)</p> <p>・宿泊者数(万人回/年)</p> <p>・一関温泉郷入込客数(万人回/年)</p>	<p>・住む場所や観光地周辺の清掃活動に取り組みましょう。</p> <p>・各種イベントへの参加しましょう。</p> <p>・郷土料理や伝統芸能の継承に努めましょう。</p>	<p>・2-2-1 広域ネットワークの充実</p> <p>・2-3-2 一ノ関駅周辺の整備</p>	<p>5-①-(2)</p> <p>5-①-(3)</p> <p>5-②-(2)</p> <p>6-②-(15)</p> <p>6-③-(5)</p>
1-5	観光	1-5-2	体験型観光の振興	観光物産課	<p>⑤中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。また、岩手宮城内陸地震、東日本大震災や近年全国各地で相次いで発生している自然災害に備えていくためにも、防災教育が注目されており、沿岸被災地等との連携を図っていく必要があります。</p> <p>⑥ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」の伝統食の例示として一関のもちが紹介されており、「もちの聖地いちのせき」の情報発信の充実と努めています。</p>	<p>【体験型観光の振興】</p> <p>①いちのせきニューツーリズム協議会と連携した農家民泊や農業体験、さらには特産品や伝統的工芸品などを制作する体験学習など、ここでしか得られない価値を創出するさまざまな体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や祭時の災害遺構の見学による震災教訓の伝承、沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。</p> <p>②ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化のブランド化を図り、市内外への情報発信をするとともに、もちによる体験型観光の構築を図ります。</p>	<p>教育旅行入込客数(人回/年)</p>	<p>体験型観光やプログラムの企画立案に協力しましょう。</p>	<p>1-1-4 農村コミュニティの活性化</p>	<p>5-②-(1)</p> <p>5-②-(3)</p> <p>5-⑪-(1)</p>
1-5	観光	1-5-3	受け入れ態勢の整備	観光物産課	<p>⑦観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受入態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。</p> <p>⑧国内においては、訪日外国人旅行者が年々増加しているため、インバウンド誘客拡大への取組を着実に推進する必要があります。</p>	<p>【受け入れ態勢の整備】</p> <p>①市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受入態勢の充実と努めます。また、新たな観光ボランティアの養成・確保を図ります。</p> <p>②わかりやすい観光案内板の設置や多言語化による情報発信、観光施設の充実を図ることにより、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。</p> <p>③観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。</p> <p>④インバウンド誘客の拡大のため、魅力あるモデルコースの充実とWi-Fi環境の整備の促進を図り、外国人観光客の利便性を高め、受入態勢や環境整備に努めます。</p>	<p>・観光ボランティア登録者数(人)</p> <p>・外国人観光入込客数(人回/年)</p>	<p>観光ボランティア活動に参画しましょう。</p>	<p>2-1-2 外国人にやさしいまちづくり</p>	<p>5-②-(3)</p> <p>6-②-(12)</p> <p>6-③-(6)</p>
1-5	観光	1-5-4	骨寺村荘園遺跡の活用	骨寺荘園室	<p>・県、関係市町と連携し、世界遺産関連資産としてのPR活動等を行っているが、観光客の増加には至っていません。</p> <p>・ガイドンス施設である骨寺村荘園交流館(若神子亭)を核とした事業の展開や情報発信、講演会等の開催を継続して行い、骨寺村荘園遺跡の価値や魅力について広くPRする必要があります。</p>	<p>【骨寺村荘園遺跡の活用】</p> <p>①岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した観光客の誘致を推進します。</p> <p>②骨寺村荘園遺跡の魅力発信し、受け入れ態勢の充実を図ります。</p>	<p>骨寺村荘園交流施設利用者数(人/年)</p>	<p>・骨寺村荘園交流施設等で行われるイベントに参加しましょう。</p> <p>・骨寺村荘園遺跡への理解を深めましょう。</p>	<p>・3-8-1 骨寺村荘園遺跡の保護</p> <p>・3-8-2 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録</p> <p>・4-5-3 住環境、市営住宅、景観</p>	<p>3-①-(2)</p> <p>3-①-(4)</p> <p>3-⑤-(2)</p> <p>5-①-(2)</p> <p>5-②-(3)</p>

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
2-1	都市間交流、国際交流	2-1-1	多様な交流活動の推進	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 本市の姉妹都市は、福島県三春町、和歌山県田辺市、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市となっています。各自自治体とは市民交流を継続的に行っています。 芭蕉や忠臣蔵、千葉氏など歴史的な繋がりのある自治体間で、各種サミットを構成し、交流事業や観光事業などに取り組んでいます。 交流を全市域への広がり結びつけ、双方の経済交流に結びつくような市民交流の促進に努める必要があります。 在住外国人や外国人観光客が増加し、外国人や外国文化と接する機会も増えています。一関市国際交流協会と連携し、多文化共生および国際交流の推進を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【多様な交流活動の推進】 ・姉妹都市、友好都市については、これまでの交流の経過を大切に、さらなる市民交流の促進を図るとともに、相互の産業振興につながる事業に取り組めます。 ・歴史的な繋がりのある全国の自治体と連携した交流事業や観光事業などを行い、一関市の魅力発信と賑わいの創出に取り組めます。 ・市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。 ・市民と外国人が共に安心して暮らせる環境の整備に努めていくため、一関市国際交流協会の外国人相談窓口や通訳補助などの業務を支援します。 ・国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。 ・小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに社会教育事業を通じて子供たちの国際理解を深めます。 	姉妹都市、友好都市等の交流回数(回)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の交流活動に積極的に参加しましょう。 ・セントラルハイランズ市や交流団体の学生等のホームステイ受け入れに協力しましょう。 		6-②-(15)
2-1	都市間交流、国際交流	2-1-2	外国人にやさしいまちづくり	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 本市の平成31年3月末現在の外国人の人口比率は、0.7%となっており、国籍別では、フィリピン、中国、ベトナム、韓国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応等において、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、地域の国際化、多文化共生の推進が求められています。 ・国際交流団体が行う日本語教室等が市民と外国人との交流の場の一つとなっています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、国際交流団体の活動支援を通じ、国際理解の啓発に努める必要があります。 ・国際リニアコライダー(ILC)誘致実現後における外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応については、国際交流団体が主体的に役割を果たせるよう支援を行うとともに、しっかりと連携を図っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【外国人にやさしいまちづくり】 ・一関市国際交流協会の運営を支援し、連携を図りながら、在住外国人向けの日本語教室の開催や生活相談窓口の設置、市民と在住外国人との交流の場を提供することなどにより、ともに安心して暮らせる環境の整備に努めます。 ・案内板の外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、在住外国人にとって、安全安心な生活ができる環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一関市国際交流協会の相談を含めた利用件数(外国人含む)(件) ②一関市国際交流協会での日本語教室の開催地域数(地域) ③多文化共生事業への参加者数(人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と在住外国人との交流活動に参加、協力しましょう。 ・多文化共生事業に参加しましょう。 		
2-2	道路	2-2-1	広域ネットワークの充実	道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、1,256.42km²と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道(7路線)、主要地方道(9路線)、一般県道(30路線)などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。 ・国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、4車線化による整備が課題となっているほか、国道4号を補完する、渋滞緩和及び災害時の避難・支援ルートの確保を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。 ・近年、全国的に風水害等が多発しており、災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など、安定した車両の通行が確保できる道路の早期整備が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 【広域ネットワークの充実】 ①東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。 ②市内の拠点地区を結ぶ国道、主要地方道、一般県道の利便性・快適性の向上を図ります。 ③国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南の交通事故対策区間の延伸、大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの渋滞解消を図る早期拡幅整備などを関係機関に働きかけます。 ④国道284号は、石法華地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。 ⑤国道342号は、白崖地区の早期完成、花泉バイパスから宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。 ⑥国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、洪民地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。 ⑦国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備などを関係機関に働きかけます。 ⑧国道457号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。 ⑨県道は、主要地方道一関北上線(山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化)、一関大東線(東山町柴宿から大東町摺沢までの抜本的な改良整備等)、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進、一般県道の整備促進並びに国道4号を補完する西側ルートの整備などを関係機関に働きかけます。 ⑩一関市・気仙沼市間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。 		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。 		

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
2-2	道路	2-2-2	市内ネットワークの拡充	道路建設課	道路整備は市民の安全確保と利便性向上を図るとともに、災害時の輸送等を支える上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要がある、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着した市民生活にとって関わりの深い生活道路の整備が必要となっています。	【市内ネットワークの拡充】 ①市道や都市計画道路は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通を確保し、災害時においても地域拠点と集落の輸送等を支えるため、地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を図ります。 ②市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路やJRの各駅、東北自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付け等を総合的に検討し整備に努めます。 ③地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。	市道改良率、市道舗装率(%)	・道路整備に当たっては、地域内の合意形成づくりや、用地・工事などの事業実施に協力しましょう。		6-②-(13)
2-2	道路	2-2-3	安全安心で快適な道路環境づくり	道路管理課	・歩行者の安全確保のための歩行空間の整備、防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置などの交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザインに配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。 ・良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働での取組を進めることが必要です。	【安全安心で快適な道路環境づくり】 ①歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道や歩行者通行帯の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全対策の充実に努めます。 ②橋梁、トンネル、道路附属物等の点検、診断を定期的に行い、計画的な修繕、更新により道路施設の長寿命化を図り、道路の維持管理と交通の安全確保に努めます。 ③誰もが見やすわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。	歩道設置済市道延長(km)	・冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。 ・道路清掃や草刈などを行い、道路環境の整備を図りましょう。	5-8-2 交通安全対策の推進	6-③-(2)
2-3	公共交通	2-3-1	公共交通機関の充実	まちづくり推進課	・事業所や公共機関、教育機関など市内の主要な施設・都市機能は一関地域に集中しており、一関地域と市内各地域を結ぶ公共交通ネットワークは生活に不可欠な社会基盤となっています。 ・利用者の減少による収益の悪化や、運行事業者における運転手不足により、民間路線バスの廃止や減便が生じています。 ・市民の生活圏が、隣接する平泉町、気仙沼市、登米市、栗原市のほか、仙台方面にまで及んでおり、市域を越えた移動手段として、鉄道や民間路線バス、高速バス等が利用されています。	【通勤や通学など地域を越えた移動を支える公共交通ネットワークの形成】 ・一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢の各地域において、病院や商店、公共機関が集積しているような地域の拠点となるエリアを「拠点エリア」と位置づけ、それぞれの拠点エリアを結ぶ、地域を越えた交通ネットワークの維持、確保を図ります。 ・各拠点エリアにおいては、鉄道とバス、バスとバス等乗り継ぎのための交通結節点や乗継ポイントを定め、待合環境の向上や交通情報などの提供を行うとともに、ダイヤの見直し、乗り継ぎ時間の改善を行い、利便性の向上を図ります。 ・バス運転士の確保を支援するため、各種就職ガイダンスなどに係る運行事業者への情報提供や、バス乗り方教室などを通じ、バス事業に対する市民の理解促進を図ります。 ・隣接市町との連携を強化し、市域を越えた公共交通の確保と利便性の向上を図ります。	・拠点間を結ぶ路線バスの路線数(路線) ・拠点間を結ぶ乗車人数(人/年) ・乗継時間の改善(ダイヤの見直し)を行う地域数(地域)	積極的に公共交通を利用し、維持、確保を図りましょう。 住民懇談会などを参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。		6-①-(10) 6-②-(13) 6-③-(1)
2-3	公共交通	2-3-2	一ノ関駅周辺の整備	都市整備課	②世界遺産「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、速達化を図るなどさらなる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。	【一ノ関駅周辺の整備】 ①駐車場の利便性の向上を図るとともに、駅周辺の利便性の向上を図られるよう検討を進め、まちなかの賑わいの創出を目指します。	一ノ関駅乗車数(1日当たりの乗車数)(人/年)		1-3-3 活力ある商業の振興	

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
2-3	公共交通	2-3-3	生活交通の維持確保	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内を運行する市営バス、なの花バス、廃止路線代替バスの利用者数は年々減少傾向にあります。 ・バス利用者の減少に伴い、行政の財政負担が増加傾向にあります。 ・高齢化社会の進展により、自宅からバス停までの移動が困難な高齢者が増加したことで、デマンド型乗合タクシーなど、ドアツードアの運行形態に対する需要が高まっています。 ・高齢者の運転免許証自主返納者の増加に伴い、自家用車を運転できない市民が増加しており、日常生活における移動を支える公共交通の重要性が高まっています。 ・平成30年度に実施した住民ニーズ調査では、「バスを利用する上での困りごと、バスを利用しない理由」として、回答者の約45%が「乗りたい時間にバスが運行していない。また、便数が少ない。」と回答しているほか、「通院や買い物等の日常的な移動の時間帯とバスの運行時間を合わせて欲しい」といった要望が寄せられています。 ・住民ニーズ調査において、公共交通を利用しない理由として、「公共交通の利用方法が分からない」「目的地まで間違いなく移動できるか不安である」といった回答が多くあり、公共交通の利用に係る情報提供に課題があります。 	<p>【通院や買い物など日常生活の移動を支える公共交通ネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や商店、公共機関などが集積している各地域の拠点となるエリアと、それぞれの集落や自宅を結ぶ公共交通ネットワークの維持確保を図ります。 ・通院、通学、買い物など利用目的に配慮したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定、需要に応じた情報提供など、利便性の向上により、公共交通機関の利用促進を図ります。 ・市営バス、廃止路線代替バスの1便あたり平均乗車人数2.0人未満の路線については、デマンド型乗合タクシーへの再編により、運行の効率化を図ります。 ・バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、需要に応じた効率的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの利用率(%) ・市営バス、廃止路線代替バスの1便あたり平均乗車人数 ・2.0人未満の路線数(路線) ・デマンド型乗合タクシーが導入されている地域数(地域) 	<p>積極的に公共交通を利用し、維持、確保を図りましょう。</p> <p>住民懇談会などを参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 1-⑥-(10) 1-⑦-(1) 4-③-(2) 6-②-(13) 6-③-(1)
2-3	公共交通	2-3-4(新規)	交流や観光などまちの賑わいを創り出す公共交通ネットワークの形成	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・一ノ関駅を中心にバス路線が放射状に経路設定され、隣接する市町と結ばれており、また、仙台への高速バスの運行、東北新幹線、JR東北本線、JR大船渡線といった鉄道網と合わせ、一ノ関駅周辺のまちなかは交通の拠点となっています。 ・自家用車の普及や、これに伴う大型商業施設の郊外への出店、さらには消費者ニーズの変化などにより、都市機能が集積する一ノ関駅周辺等のまちなかの賑わいが低下しています。 ・主要観光地においては観光地間を結ぶ路線バス等が運行されていますが、その他の観光地においては、十分な移動手段が確保されておらず、移動手段の充実が課題となっています。 ・今後、増加が見込まれる外国人を含めた観光客のニーズに対応するため、観光と交通が連携した事業の展開が課題となっています。 	<p>【交流や観光などまちの賑わいを創り出す公共交通ネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民がまちなかを気軽に移動できる移動手段、観光客などの来訪者が利用しやすい移動手段として市街地循環バスの導入に取り組みます。 ・商店街や商業施設において、ベンチの設置、時刻表や路線図の表示、アナウンス実施など、待合環境を整備することで、買い物利用等でのバスの利便性向上を図ります。 ・外国人を含む観光客が、公共交通を利用して目的地までスムーズに移動できるよう、各種メディアを利用した情報提供や、バス停表示をはじめとしたバス情報の多言語化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一ノ関駅を中心とした循環型バス路線数(路線) ・商店街や商業施設等における待合所の整備箇所数(か所) ・主要観光地を結ぶ路線バスの路線数(路線) 	<p>積極的に公共交通を利用し、維持、確保を図りましょう。</p> <p>住民懇談会などを参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-5-1 観光資源の発掘及び活用 ・1-5-3 受け入れ態勢の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 6-②-(13) 6-③-(1) 6-②-(6)
2-4	地域情報化	2-4-1	情報通信基盤の整備と活用	総務課	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報通信技術(ICT)のサービスは、日常生活や経済活動に活用されており、ICTを活用した働き方改革などの取組が行われています。 ② 超高速大容量通信サービスが普及していく中で、光ブロードバンドサービスの提供エリアやスマートフォン等による通信エリアは、市内全域をカバーされていません。エリア拡大のため、通信事業者へ働きかけていく必要があります。 ③ 地上デジタルテレビの視聴については、山間部などの地形的に不利な地域が多く、テレビ難視聴の解消のため、テレビ共同受信施設は必要であり、継続して維持管理等を支援していく必要があります。 ④ 地上デジタルテレビ放送をワンセグ波による受信を余儀なくされている世帯が市内に点在していることから、引き続き抜本的な解決について国、県等に要望していく必要があります。 	<p>【情報通信基盤の整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 光回線やスマートフォン等によるブロードバンドサービスのエリア拡大、携帯電話の不感地帯の解消となるよう事業者働きかけます。 ② 地上デジタルテレビ放送のワンセグ波によらない受信対策を国、県に働きかけ、またテレビ共同受信施設組合に支援を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ共同受信施設組合の施設改修(光ファイバー化)の件数(件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・光ブロードバンドサービスの提供エリア拡大を要望するため、地域として利用意向アンケートに取り組みます。 ・テレビ共同受信施設の維持・運用を継続して行います。 		3-⑤-(5)
2-4	地域情報化	2-4-2	情報の受発信と共有の促進	広聴広報課	<p>市ホームページの閲覧は50%以上がスマートフォンなどのモバイル端末からであることから、さまざまな媒体に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。</p>	<p>【情報の受発信と共有の促進】</p> <p>協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報の受発信と共有を促進します。</p> <p>コミュニティFM放送やソーシャルネットワークサービス(SNS)などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。</p> <p>広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、行政情報を分かりやすく提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公式Facebookのリーチ数(人) ・市の公式ツイッターのフォロワー数(人) 	<p>市民と行政、市民同士のコミュニケーションの基礎となる情報を発信し、さまざまな情報を共有しましょう。</p>		3-⑤-(2)
2-5	地域づくり	2-5-1	地域づくり活動の啓発と意識醸成	まちづくり推進課	<p>現在33の地域協働体が設立されておりますが、市内のすべての地域に地域協働体が設立されることが望まれます。</p> <p>平成28年度から市民センターの地域管理が進んでおり、地域協働体による指定管理が行われています。令和2年4月時点では23の市民センターが地域管理に移行しておりますが、34すべての市民センターが地域管理に移行し、地域づくりの拠点としてこれまで以上に活用されることが望まれます。</p>	<p>【地域づくり活動の啓発と意識醸成】</p> <p>全地域での地域協働体の設立と、活動の活性化に向けて、地域協働体支援事業費補助金や地域協働体活動費補助金の充実を図ります。</p> <p>市民センターの地域管理を段階的に進め、全ての市民センターが地域協働体による指定管理に移行するよう、地域への働きかけを行います。</p> <p>地域住民や市民活動団体が、積極的に地域づくり活動に参加する機運を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体の設立数(団体) ・地域管理に移行した市民センター数(件) 	<p>地域づくりの当事者として、地域協働体に参加、または地域協働体の事業に参加しましょう。</p>		

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
2-5	地域づくり	2-5-2	地域づくり活動の支援	まちづくり推進課	<p>住みよいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより重要となってきました。</p> <p>しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。</p> <p>今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取り組みが重要となります。</p>	<p>【コミュニティ活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。 自治会等が取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。 	自治会等登録団体に占める自治会等活動費総合補助金活用団体数(団体)	<ul style="list-style-type: none"> 地域のことを知り・学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。 活力ある地域づくりのため、地域のイベントに参加しましょう。 市民一人ひとりが心をあわせて活力あるまちづくりを進めるため、地域が協力して美しい環境をつくるなど、市民憲章の精神を实践する活動に取り組みましょう。 		1-①-(1)
2-6	移住定住、関係人口、結婚支援	2-6-1	移住定住の促進	いきがいきづくり課	<p>①人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていくことが必要です。</p> <p>②さまざまな移住定住施策を展開してきましたが、移住人口の増だけではなく、一関市と継続的な関わりを持つ関係人口を確保するための取り組みが必要です。</p> <p>③地域コミュニティの維持と活性化を図るため、住民同士あるいは移住者や関係人口との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。</p> <p>④人口減少が進む中であっても、住んでいる市民が「住みつつきたい」、「いい市だ」と思えるように、移住者や関係人口などの新しい視点を取り入れながら地域を盛り上げるための仕組みづくりが必要となっています。</p>	<p>【移住定住、関係人口創出の促進】</p> <p>①人口減少の流れに歯止めをかけ人口減少に伴う影響を少なくするため、移住定住及び関係人口創出の促進と、地域住民と行政の協働による移住者や関係人口の受け入れ環境づくりを進め、地域活力の維持増進を図る必要があります。</p> <p>②人材不足の課題に対処するため、若者のUターンや子育て世帯の受入強化を図る必要があります。</p> <p>③移住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、各施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。</p> <p>④空き家バンクの充実による住まいの支援、移住定住者を支援する各行政サービスの充実を図ります。</p> <p>⑤いちのせきファンクラブ会員や一関市ふるさと応援寄附者(ファン予備軍的位置づけ)などに関係人口として本市に深く関わってもらうための取組が重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移住定住環境整備事業等を活用して移住した移住者数(人) いちのせきファンクラブの新規会員数(人) 	<ul style="list-style-type: none"> 一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空家を「空き家バンク」に登録し、有効活用しましょう。 移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との支援体制をつくりましょう。 各種支援制度を有効活用しましょう。 		1-⑩-(1) 2-①-(6)
2-6	移住定住、関係人口、結婚支援	2-6-2	結婚活動の支援	いきがいきづくり課	<p>①人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられる。人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援が求められています。</p> <p>②一関市結婚活動サポートセンターを運営して結婚活動をサポートしているが、市単独ではなかなか結婚に結びついていないため、近隣自治体の連携し、広域的な事業展開を図る必要があります。</p> <p>③結婚活動に対する個人意識が多様であり、独身男女が結婚に対し積極的になるような出会いの場の提供が求められています。</p>	<p>【結婚活動の支援】</p> <p>①自分みがき講座の開催などを通じて若者の自己啓発の助長や社会性の増長を図るなど、結婚に対する意識や考え方を社会とのつながりの中で捉えられる機会の創出を図ります。</p> <p>②地域行事、地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。</p> <p>③結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の相談等、イベントの開催や縁結び支援員事業等開催し対象者のサポートに努めます。</p> <p>④結婚活動への支援は、4市町合同婚活事業等近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 結婚祝金交付件数(件) マッチング数(件) 	<p>①独身男女の出会いの場となるイベント等開催に協力しましょう。(20歳～30歳代・30歳代～40歳代・50歳以上・婿希望)</p> <p>②4市町合同婚活イベントに参加しましょう。(20～30歳代)</p> <p>③結婚活動に関する支援制度の活用を進めましょう。</p>		4-⑪-(5)

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-1	子育て	3-1-1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	子育て支援課	少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていく必要があります。	【妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり】 ・ファミリー・サポート・センターの利用を促進します。 【地域で子育てを支える仕組みづくり】 ・地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみでの子育てに関する意識の啓発に努めます。 ・子育て家庭の積極的な地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。	ファミリー・サポート・センター会員登録者数(人)			1-⑥ 4-⑪-(4)
3-1	子育て	3-1-1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	子育て支援課	核家族化が進み、地域のつながりの希薄化等により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、地域全体で子育て家庭を支援するしくみが必要です。また、妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。	【産婦の健康保持の推進】 産後2週間及び1か月の健康診査費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、産後の初期段階における母子のリスクの早期発見、早期支援につなげます。	産婦健康診査受診率(%)			
3-1	子育て	3-1-1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	子育て支援課	核家族化が進み、地域のつながりの希薄化等により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、地域全体で子育て家庭を支援するしくみが必要です。また、妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。	【妊婦の健康保持の推進】 妊婦が心身ともに良好な状態で出産を迎えることができるよう、妊娠期間中に必要とされる14回の健康診査を行うとともに、歯科健診についても行き、歯科疾患の早期発見、早期治療につなげます。	妊婦健康診査受診率(%)			
3-1	子育て	3-1-1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	子育て支援センター	核家族や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレス、子育ての孤立感を持つ親が多く、市では平成28年に一関保健センター内に一関子育て支援センターを開設し、子育ての相談や子育てひろば、支援が必要な子どものための各種支援教室を開催し、子育てをする親の支援を行っています。今後も、子どもの育ちとともに親自身も成長し、子育てが楽しく感じられるような親支援を行う必要があります。	【妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり】 妊娠、出産、子育てに係る相談、支援の強化を図るとともに、子育ての孤立感を払拭できる安定した居場所(子育てひろば)を充実し、安心して子供を生み育てられる環境づくりを目指します。	子育てひろば利用人数(人/年)			
3-1	子育て	3-1-1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	子育て支援課	子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、子どもが希望や意欲をそがれる要因も多様化しています。現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識で取り組むことが重要となっています。	【低所得世帯の子どもへの支援の充実】 ・子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目ない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。 ・支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実と努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。				3-②-(5) 4-⑥-(1)
3-1	子育て	3-1-2	幼児教育及び保育環境の充実	子育て支援課	・幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが必要です。幼児教育・保育の無償化の実施による保育需要の増加を踏まえ、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必要です。 ・女性の社会進出の増加とともに働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対するニーズも多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。	【幼児教育及び保育環境の充実】 ・保護者等のニーズを的確に捉えた上で幼稚園施設と保育施設の設置状況などの地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行等保育環境の整備を推進します。 ・延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。	・認定こども園数(園) ・待機児童数(人)			
3-1	子育て	3-1-3	児童育成支援の環境整備	子育て支援課	・少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化や家庭の育児力の低下、子供の虐待が大きな社会問題となっています。子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域全体で子育て家庭を支えていく必要があります。 ・就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家庭に保護者のいない児童に対し、安心して安全な居場所を提供する必要があります。	【児童育成支援の環境整備】 ・地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブ等による子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。 ・児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応、相談対応機能の充実及び再発防止のために関係機関との連携強化を図ります。	放課後児童クラブ設置数(件)			3-②-(8) 4-⑤-(1) 4-⑤-(2) 4-⑦-(3)

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-2	義務教育、高等教育等	3-2-1	教育内容の充実	学校教育課	自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などにより確かな学力の育成を図るとともに豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。 ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。	【教育内容の充実】 ①子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。 ②市独自の学力検査や国、県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により確かな学力の育成に努めます。 ③授業の到達目標を児童生徒が共有し、意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため研究実践を通して授業改善を図ります。 ④道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。 ⑤美しい日本語との出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。	・全国学力、学習状況調査の小学校算数A・Bの正答率(%) ・全国学力、学習状況調査の中学校数学Aの正答率(%) ・通信情報技術を活用して学習指導を行った小学校の割合(%) ・通信情報技術を使用して学習指導を行った中学校の割合(%)	・子どもたちの学習意欲や体力の向上を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活を習慣を身に付けさせましょう。 ・子どもたちの豊かな心や社会性を育むため、登下校時などにおいて、子どもたちと笑顔であいさつをしましょう。		1-⑥-(1) 1-⑥-(9) 3-③-(7) 3-③-(11) 3-⑦-(3) 3-⑩-(1) 3-⑩-(4) 3-⑩-(5) 3-⑩-(7) 3-⑩-(8) 3-⑩-(9) 5-④-(1)
3-2	義務教育、高等教育等	3-2-2	地域の連携強化と学校運営の充実	学校教育課	不登校やいじめ、児童虐待などへの対応については、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携した取組が求められており、地域に開かれた学校運営を進め、たくましく元気な子どもの育成に向けた、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。 また、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。	【地域の連携強化と学校運営の充実】 ①登下校時の安全確保を図るため、スクールガードリーダーの配置や地域ボランティアなどの協力を得て地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。 ②地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。 ③不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラーや適応支援相談員を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室での指導、相談を行い、学校復帰に向けて支援します。 ④児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、いじめや非行の早期発見、未然防止に努めます。		* 子どもたちの安全を確保するとともに、いじめや非行などの問題を未然に防ぐため、学校との連携を深め、登下校の見守り活動などに参加しましょう。 * 学校支援ボランティア等として、学校の学習活動に参加し、豊富な社会経験を生かして自らが培った技術や地域の文化、社会の仕組みなどを児童生徒に教えましょう。		3-②-(9) 3-②-(10) 3-②-(11) 3-③-(11) 3-⑩-(2) 3-⑩-(4) 3-⑩-(5)
3-2	義務教育、高等教育等	3-2-3	教育環境の整備充実	教育総務課	児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化に取り組む必要があります。また、老朽校舎の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。	【教育環境の整備充実】 ①校舎や屋内運動場等の施設の長寿命化を見据えた改修を行うなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。 ②ユニバーサルデザインの観点から施設のバリアフリー化に努めます。 ③望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により学校規模の適正化に努めます。 ④学校統合に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。 ⑤スクールバスが利用できない遠距離通学児童生徒に対して、遠距離通学費補助金等による支援を行い、通学に要する費用負担の軽減を行います。 ⑥スクールガードリーダーの巡回指導や地域の見守り活動の協力をいただき、登下校時における児童生徒の安全確保に努めます。 ⑦情報通信技術(ICT)の習得に必要な機器の整備や教育設備品、図書の充実など、学校教材等の充実を行います。 ⑧体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を支援します。 ⑨調理業務の民間委託など効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食の提供を行います。 ⑩経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。	・教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人) ・小中学校数(校)	・良好な教育環境を維持するため、PTAが行う環境整備や美化運動に参加しましょう。 ・学校規模の適正化など、より良い教育環境を検討する懇談会等に参加しましょう。		2-⑦-(1) 3-①-(10) 3-③-(9) 3-⑥-(1) 4-⑧-(6)

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-2	義務教育、高等教育等	3-2-4	高等教育機関等の充実	教育総務課	高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報などの知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係の構築が求められています。また、創造力豊かで人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。	【高等教育等の充実】 ①将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能の習得などの教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を支援します。 ②高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を支援します。 ③産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。 ④高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進します。 ⑤高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。 ⑥奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。				3-⑩-(6)
3-3	青少年の健全育成	3-3-1	青少年健全育成に関するネットワークの整備	子育て支援課	・青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。 ・インターネットやスマートフォンの急速な普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれないといった心配のほか、インターネットを通じた犯罪被害やネット依存・ゲーム依存といった各種依存症などが危惧されています。	【青少年健全育成に関するネットワークの整備】 ・青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となったネットワークを構築し青少年の健全育成を推進します。				
3-3	青少年の健全育成	3-3-2	青少年の社会参加機会の充実	いきがいきづくり課	①家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。 ②心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わる必要があります。	【青少年の社会参加機会の充実】 ①青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、学校等との協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。 ②リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を図ります。 ③青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体等との連携により、自然体験、生活体験等の機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承する機会の確保に努めます。	青少年事業参加者数(人/年)	・市民センターの青少年事業に参加しましょう。 ・青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。		1-⑥-(7)
3-4	生涯学習	3-4-1	生涯学習環境の充実	いきがいきづくり課	①生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。 ②市民センターは、地域の生涯学習の拠点としての機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくものです。 ③市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。 ④講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会におけるさまざまな課題に対応していくための講座も必要です。人口減少や住民意識の多様化により基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが必要であり、地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。 ⑤市民センターは、地域による指定管理ができる施設であり、地域協働体に対して、研修等により社会教育事業についての知識や技術の向上を支援することが必要です。	【生涯学習環境の充実】 ①子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。 ②市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。 ③地域協働体が市民センターの指定管理者となる際には、研修等により職員の社会教育に関する知識や技術の向上を図ります。	市民センターにおける生涯学習活動利用者数(人/年)	・市民センターで開催される学習講座に参加しましょう。		3-③-(15)

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-4	生涯学習	3-4-2	生涯学習活動への支援	いきがいづくり課	<p>①生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。</p> <p>②市民センターは、地域の生涯学習の拠点としての機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくものです。</p> <p>③市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。</p> <p>④講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会におけるさまざまな課題に対応していくための講座も必要です。人口減少や住民意識の多様化により基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが必要であり、地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。</p> <p>⑤市民センターは、地域による指定管理ができる施設であり、地域協働体に対して、研修等により社会教育事業についての知識や技術の向上を支援することが必要です。</p>	<p>【生涯学習活動への支援】</p> <p>①市民との連携を深め効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。</p> <p>②生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。</p> <p>③多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。</p> <p>④市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。</p> <p>⑤市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。</p> <p>⑥子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うとともに、子育てを通じて親自身の成長が図られるよう生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。</p> <p>⑦地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。</p>	市民センターにおける生涯学習活動利用者数(人/年)	<p>・生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組ましましょう。</p> <p>・自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。</p> <p>・生涯学習に取り組む市民団体、グループへの参加して活動しましょう。</p>		3-③-(16)
3-4	生涯学習	3-4-3	図書館機能の充実	一関図書館	<p>・図書館については、生涯学習拠点の1つとして、市民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えられるよう、資料の充実、提供と併せ、市民のニーズに応じた多角的な図書館サービスを提供することが重要です。そのため、インターネットによる情報提供も含め、地域の情報拠点としての役割を高めていくことが求められています。</p> <p>・読書バリアフリー法の成立に伴い、市民のニーズの変化や図書館への来館が困難な市民に向けたサービスとして、郵送貸出しや電子書籍の貸出など新たな図書館サービスの提供が求められています。</p>	<p>【図書館機能の充実】</p> <p>・図書館の設備や蔵書、専門職員の充実を図るとともに、情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点となる図書館機能の充実を目指します。</p> <p>・市民の学習ニーズに対応したサービスの提供と、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。</p> <p>・図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各地域図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努め、専門職員の充実を図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。</p> <p>・図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、市民の読書推進や自主的な学習活動ができるよう情報提供を推進します。</p> <p>・幼児・児童を対象としたおはなし会の開催やその保護者を対象とした読み聞かせ講習会の開催など、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書環境の充実を図ります。</p> <p>・高齢者や体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、そのあり方について検討を進めニーズに対応したサービスを提供します。</p> <p>・図書館資料の配架や環境整備、専門知識を生かしたレファレンスなど、特にシニア世代の生きがいづくり構築のため、図書館サポーターを受け入れます。</p>	図書館利用者登録率(%)人口に占める割合	<p>・小さな頃から読書に親しむ習慣が身につくよう、子どもへの読み聞かせを勧めましょう。</p> <p>・読み聞かせボランティア等市民活動へ参加しましょう。</p> <p>・図書館資料の配架や環境整備等、図書館業務に携わる図書館サポーターへ参加しましょう。</p>		
3-4	生涯学習	3-4-4	博物館機能の充実	博物館	<p>・博物館では、地域の歴史・文化にかかわる資料収集と調査研究を進めた成果を常設展や企画展に反映させ、市民の学習活動を支援していますが、さらに市民の価値観を敏感に察知し社会のニーズに的確に応えることが求められています。</p> <p>・また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深める施設として、多様な講座、講演会、体験学習などを提供していますが、さらに多様化する市民の生涯学習ニーズに応えていく必要があります。</p> <p>・合併後、十数年経過していますが、常設展示は旧一関市中心の構成のとなっており、現在の一関市の内容を十分に伝えてはいけません。</p> <p>・また、地域の美術品も収集する博物館ですが、専用の展示スペースがありません。</p> <p>・開館してから20年を経過し、収蔵スペースが手狭になるとともに、施設の老朽化が進んでいます。</p>	<p>【博物館機能の充実】</p> <p>①地域の歴史・文化にかかわる資料収集と調査研究を進め、その成果を反映させるとともに、時宜を得た展示を行い、市民の学習活動を支援します。</p> <p>②多様な講座・講演会・体験学習などを開催し、市民が世代を越えて自主的・主体的に地域の歴史や文化を学び考えながら交流を深める機会を提供します。</p> <p>③出前講座、出前授業により、市民センターや学校等と連携して、市民、児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。</p>	<p>・博物館入館者数(人/年)</p> <p>・博物館講座、講演会等参加者数(人/年)</p>	<p>・博物館の常設展示や企画展示などを観覧しましょう。</p> <p>・講座・講演会・体験学習へ参加しましょう。</p> <p>・出前授業、出前講座等を活用しましょう。</p>	3-4-2 生涯学習活動への支援	<p>3-③-(2)</p> <p>3-⑤-(2)</p> <p>3-⑩-(1)</p> <p>3-⑩-(7)</p> <p>3-⑪-(2)</p> <p>5-①-(2)</p>

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-5	文化芸術、スポーツレクリエーション	3-5-1	文化芸術活動の振興	いきがいきづくり課	①文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。文化芸術団体の活動は地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供する等の支援が求められています。 ②文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。	【文化芸術活動の振興】 ①多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体等の相互の連携を深めながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。 ②地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。 ③音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。 ④文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実等に努めます。	文化センター 利用件数(件/年)	・優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化・芸術活動に取り組む機会を広げましょう。		
3-5	文化芸術、スポーツレクリエーション	3-5-2	スポーツレクリエーション活動の推進	スポーツ振興課	・生涯のそれぞれの段階において、生きがいや健康づくりなどの目的で気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。 ・競技力の向上のため、ジュニア期からの一貫した指導、優秀な指導者の養成を図ることが必要とされています。 ・交流人口の拡大を図り、地域のさらなる活性化を図るため、スポーツイベント等を活用したスポーツツーリズムの推進が求められています。	【スポーツレクリエーション活動の推進】 ①生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指し、生涯スポーツ振興計画を策定し、その推進に努めます。 ②ニュースポーツやスポーツレクリエーションの普及を図り、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。 ③スポーツの指導者やスポーツ団体を育成し、スポーツの技術力の強化を図ります。 ④市、体育協会の広報誌やHPでスポーツ行事等をPRし、市民がスポーツに親しむための情報発信に努めます。	・市に関わるスポーツ教室参加者数(人/年) ・1人あたりの市営スポーツ施設利用回数(回/年) ・市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数(人/年)	・日常的にスポーツ活動や体を動かす習慣を身につけるよう心がけ、健康増進、体力向上を目指しましょう。 ・健康で楽しく日常生活を送るため、スポーツ教室やスポーツ団体の活動に参加し、親睦と健康づくりの輪を広げていきましょう。		
3-6	人権、男女共同参画	3-6-1	人権教育と人権啓発の推進	長寿社会課	・人口減少や少子高齢化の進展、個人の価値観の多様化などの社会環境の変化に伴い、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権問題の解決に向け取り組むべき多くの課題があります。 ・人権問題は、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生する可能性があり、さまざまな問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権問題への対応や取り組みを推進していくことが必要となっています。	【人権教育と人権啓発の推進】 学校や地域などにおける人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など人権が尊重される社会を目指します。	小中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数(回)	人権教育と人権啓発を推進するため、子ども、女性、高齢者などが抱えるさまざまな人権問題を理解し、人権侵害のない社会の実現に努めましょ		3-⑩-(4)
3-6	人権、男女共同参画	3-6-2	男女共同参画社会の推進	いきがいきづくり課	①男女共同参画社会の実現は、全ての人々によって必要なものであるにも関わらず、働く女性のみ課題として認識されることが多い上に、男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、また、意思決定過程への男女の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されていません。 ②男女共同参画サポーターは、毎年岩手県が主催する男女共同参画サポーター養成講座に派遣し順調に推移を伸ばしているが、サポーター自身が高齢化となっており、若者の受講者発掘を進めます。 ③いちのせき男女共同参画プランに基づき効果的かつあらゆる施策に対し男女共同参画の視点を反映させ、関係機関と連携しすべての市民が個性の能力を発揮できるような環境づくりが課題となっています。	【男女共同参画社会の推進】 ①男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。 ②あらゆる施策に男女共同参画の視点の反映や特に女性活躍及びLGBTへの対応等、関係機関や各種団体と連携し、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。	・男女共同参画サポーター数(人) ・男女それぞれの委員数が委員定数40%以上である審議会数の数の全審議会等に対する割合(%)	・固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が共に家事や育児、介護等に参画することについて理解を深め合い、それらを進んで行いましょう。		

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
3-7	文化財の保護、地域文化の伝承	3-7-1	文化財の保存、活用	文化財課	<p>解説板の設置などで紹介されている文化財は、市内の文化財全体の一部に留まっており、まだ多くの文化財はその所在地で紹介されていない状態となっています。</p> <p>埋蔵文化財に関しては、自分の土地の下に埋蔵文化財があること知らない市民も少なくありません。</p> <p>文化財の保存、活用を進める上で、その対象となる文化財は、市内のどこに、どのようなものがあるのか、まず、市民が現地で見られるように環境を整備することが課題です。</p>	<p>【文化財の保存、活用】</p> <p>文化財の標柱、解説板を設置して、市民が文化財や地域の歴史、文化について理解を深められるように環境整備を図り、文化財の保存や活用に関する地域活動の促進が図られるように努めます。</p>	文化財標柱、解説板設置数(基)	<p>・文化財を始めとする、地域の歴史や文化に対して関心を持ち、理解を深めて行きましょう。</p> <p>・地域活動では、身近な文化財を見学等で活用して、地域の歴史、文化に触れる事業などを企画してみよう。</p> <p>・身近にある遺跡などの文化財の保護に協力し、次代へ残して行きましょう。</p>		3-⑤-(4) 3-⑩-(7)
3-7	文化財の保護、地域文化の伝承	3-7-2	地域文化の伝承	文化財課	<p>地域の文化を代表するものとして民俗芸能等がありますが、民俗芸能の伝承活動を行う多くの団体は、少子高齢化や人口減少等の要因から、後継者の育成などの課題を抱えています。</p> <p>また、それぞれの地域や団体を取り巻く状況には異なる面もあり、伝承活動の継続に向けた課題の解決策も一概ではないと考えられます。</p> <p>今後、民俗芸能を伝承するそれぞれの地域の異なる状況を踏まえながら、それぞれの団体が望む課題解決の方向性に応じた支援のあり方を探っていく必要があります。</p> <p>(前期計画で課題となっていた先人顕彰に関しては、小学校の教材で8人の先人が紹介されることとなり、児童の発達段階に応じて中学年、高学年に分けてそれぞれ取り上げる先人が選定され、計画的に市内の全児童が先人の功績を効果的に学習できる状態となったことから、前期計画期間において一定の進展が図られています。)</p>	<p>【地域文化の伝承】</p> <p>地域文化を代表する民俗芸能に関して、その伝承活動を行う団体からの相談への対応、活動への助言、活動費助成案内等を通じて、民俗芸能が次世代に継承されるよう、必要に応じた支援に努めます。</p>	民俗芸能の伝承を行う団体数(団体)	<p>・民俗芸能団体などが行う地域文化の伝承活動に参加、協力しましょう。</p> <p>・民俗芸能などの発表機会を通じて地域の文化への理解を深め、次世代に伝えて行きましょう。</p> <p>・民俗芸能団体は市民や企業からの応援が必要になったときには積極的に支援を呼びかけましょう。</p>		3-①-(1) 3-①-(2) 3-①-(8) 3-①-(9) 3-①-(11) 3-④-(3) 3-④-(5)
3-8	骨寺村荘園遺跡の保護	3-8-1	骨寺村荘園遺跡の保護	骨寺荘園室	<p>・地域住民が地域に誇りを持ち、遺跡や景観の保護、保全等の活動を継続して行っています。</p> <p>・本寺地区の人口減少や高齢化により農業後継者が不足し、持続的な保全活動の継続が懸念されています。</p> <p>・現在も地区外からの応援、協力を受けながら保全活動等を行っていますが、今後ますます市全体で景観保全活動等に取り組むことが必要です。</p>	<p>【骨寺村荘園遺跡の保護】</p> <p>①骨寺村荘園遺跡の価値を後世に伝えるため、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。</p> <p>②本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観の保全に努めます。</p> <p>③小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。</p> <p>④骨寺村荘園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信します。</p> <p>⑤地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。</p> <p>⑥地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。</p>	<p>・小区画水田を利用した体験交流会への参加者数(人/年)</p> <p>・土水路整備作業への参加者数(人/年)</p>	<p>・骨寺村荘園遺跡で開催される田植えや稲刈り体験交流会等のイベントに参加しましょう。</p> <p>・遺産としての価値を守るため、昔ながらの土水路整備作業に協力しましょう。</p>	<p>・1-5-4 骨寺村荘園遺跡の活用</p> <p>・3-8-2 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録</p> <p>・4-5-3 景観形成の推進</p>	1-③-(3) 3-③-(1) 3-④-(3) 3-⑤-(2) 3-⑩-(1) 3-⑩-(9) 5-①-(2) 5-⑩-(1) 6-②-(12)
3-8	骨寺村荘園遺跡の保護	3-8-2	骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録	骨寺荘園室	<p>・県、関係市町と連携し、拡張登録を目指して調査研究を進めていますが、世界遺産としての価値証明には至っていません。</p> <p>・研究者など専門家の助言をいただきながら、県・関係市町と連携して拡張登録の実現に向けて文献研究や発掘調査などの取組を進めます。</p> <p>・ガイドンス施設である骨寺村荘園交流館を核とした情報発信や事業の展開、講演会等の開催を継続して行い、骨寺村荘園遺跡の価値について普及啓発と拡張登録への気運醸成を図る必要があります。</p>	<p>【骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録】</p> <p>①世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。</p> <p>②拡張登録実現に向け、調査研究を進め、資産価値を明らかにします。</p> <p>③骨寺村荘園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村荘園遺跡の価値について市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。</p>	骨寺村荘園交流施設利用者数(人/年)	<p>・骨寺村荘園交流施設を利用し、遺跡に関する理解を深めましょう。</p> <p>・骨寺村荘園遺跡への関心を高めるため、講演会等に参加しましょう。</p>	<p>・1-5-4 骨寺村荘園遺跡の活用</p> <p>・3-8-1 骨寺村荘園遺跡の保護</p> <p>・4-5-3 景観形成の推進</p>	3-②-(1) 3-②-(11)

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
4-1	自然環境、環境保全	4-1-1	自然の保全と活用施設の充実	生活環境課	・類型指定河川における基準値はすべて達成され良好な状態にあり、今後も継続し維持するよう監視を続けます。	【自然の保全】 ①河川の清らかな水質を保つため、河川や工場、畜舎からの排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。 ②ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。 ③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境に努めます。 ④県や動物愛護団体、自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。 ⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数(BOD値)(河川)	・生活を営むうえで環境に影響を与えないように注意しましょう。 ・学習機会やボランティア活動を通じて自然の保全を図りましょう。 ・希少動植物の保護に努めましょう。		
4-1	自然環境、環境保全	4-1-2	環境教育の充実	生活環境課	自然の中にはさまざまな動植物が生息しており、これらの生態系を学び、観察することで自然の豊かさや貴重さを感じることができます。 自然という財産は、人間だけのものではなく、生物全体の共有の財産と捉える必要があり、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。	【環境教育の充実】 ①自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。 ②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。 ③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。		地域や学校等での取り組みを中心に行います。 ・河川の浄化活動や生態系の保全活動など、環境保全に取り組む各種市民団体の活動に参加しましょう。 ・自然観察会などの機会を活用して、郷土の自然について学習しましょう。		
4-1	自然環境、環境保全	4-1-3	環境保全対策の充実	生活環境課	従来が生産事業者との環境保全協定が減少傾向にあるなか、太陽光発電事業に伴う林地開発事業に係る環境保全協定の締結が増加しています。	【環境保全対策の充実】 ①環境保全協定の締結による環境汚染の未然防止に努めます。 ②道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。	環境保全協定締結件数(件)	・生活を営むうえで周辺への配慮を行いましょ。 ・事業者は公害発生原因となりうる機器などについて定期的な整備や管理を行いましょ。		
4-2	公園	4-2-1	公園、緑地の整備	都市整備課	①公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなくスポーツレクリエーションを通じた健康づくりの場として機能の充実を図る必要があります。 ②地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。 ③公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。 ④磐井川堤防改修事業を契機として、磐井川を活用した地域活性化が求められています。	【公園、緑地の整備】 ①ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、緑地等の機能の充実を図ります。 ②公園利用者のニーズに応じて、対象年齢の低い遊具等や健康遊具の導入を図ります。 ③新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理について、市民の協力を呼びかけるなど、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。 ④一閑遊水地事業や磐井川堤防改修事業とあわせて、河川管理施設と一体的な「まち」と「かわ」を結び付けた新たな河川空間の創出と活用を推進します。	1人当たりの公園面積(m ² /人)			
4-2	公園	4-2-2	緑化の推進	都市整備課	①公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなくスポーツレクリエーションを通じた健康づくりの場として機能の充実を図る必要があります。 ②地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。 ③公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。	【緑化の推進】 ①日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。 ②道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。				

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
4-3	資源・エネルギー循環型社会	4-3-1	地球環境にやさしいまちづくりの推進	生活環境課	地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しています。温暖化の進行は、豪雨等の災害や熱中症の増加など多くの危険性を抱えており、温室効果ガスの排出量削減のため、生活の質を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進していく必要があります。	【地球環境にやさしいまちづくりの推進】 化石燃料の使用を節約した取組や、低燃費車や電気自動車の利用、アイドリングストップなどを広め、優先した取組を進める。太陽光、太陽熱、水力、地中熱などの自然エネルギーの利用を促進するとともに、一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えるとともに、資源やエネルギーを地域内で循環させる資源・エネルギー循環型社会の構築を目指す。	CO2排出量(t CO2/年)	マイバック、マイボトルの携帯、エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)、自転車利用などにより、化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。		
4-3	資源・エネルギー循環型社会	4-3-2	低炭素社会のシステムづくり	生活環境課	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減のため、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっています。今後も環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図って行くことが必要です。	【低炭素社会のシステムづくり】 公共施設等への再生可能エネルギーの導入、省エネ型の設備への改修を進めます。環境負荷低減のための施策の推進や、省エネ意識の向上に努めます。温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。補助制度や環境団体等と連携した普及、啓発活動により、再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進します。	太陽光発電システム(10kw未満)導入件数(件)	新エネルギー機器の導入やエコドライブの取組など、環境に配慮した暮らしの実践に取り組みましょう。冷暖房の温度調節、電気機器の待機電力の削減、省エネ型の電気機器への交換などに努め、省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。		
4-3	資源・エネルギー循環型社会	4-3-3	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	生活環境課	一般廃棄物減量基本計画の目標に向けて廃棄物減量の取組を行っているが、1人1日当たりの廃棄物量、リサイクル率ともに横ばいの状態が続いていることが課題です。	【廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進】 ①発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本とし、家庭での分別、資源回収の徹底を図り、地域における有価物集団回収への取組を支援するとともに、古着の回収を推進し、廃棄物の減量化や資源の有効活用を図ります。 ②廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を促進します。 ③きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。 ④新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取組を促進します。 ⑤生ごみのたい肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。 ⑥金、銀、銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金属のリサイクルを積極的に推進します。	・1人1日当たりの排出量(一般廃棄物)(g/日) ・リサイクル率(%)	・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しましょう。		
4-3	資源・エネルギー循環型社会	4-3-4	効率的な廃棄物処理システムの確立	生活環境課	一関地区広域行政組合が策定する一般廃棄物処理基本計画により計画的な対応を図っている。一関地区広域行政組合が設置及び管理運営する一般廃棄物の焼却施設等の更新が課題です。	【効率的な廃棄物処理システムの確立】 ①快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。		・ポイ捨てや不法投棄に対する巡視活動や普段の清掃活動を行うなど、不法投棄を許さない環境づくりに協力しましょう。 ・地域の一斉清掃活動に参加しましょう。		
4-3	資源・エネルギー循環型社会	4-3-5	環境自治体のシステムづくり	生活環境課	従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいく必要がある。	【環境自治体のシステムづくり】 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図る。環境自治体としての体制の確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに、環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組む。		3R運動による廃棄物の減量化、再資源化への取組とともに、電気、水、ガス、灯油等の節約など、環境に配慮した循環型社会づくりに取り組む。		

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
4-4	住環境、景観	4-4-1	良好な住環境の形成	都市整備課	①人口減少の進行により空き家等が増加しており、また、少子高齢化により、地域コミュニティの担い手、特に次世代の担い手となる子育て世帯を中心とした若年世帯を確保することが必要となっています。 ②本市の住宅ストックをみると、昭和55年以前に建築された住宅が4割を占めており、これらの住宅のバリアフリー、低い断熱性能、耐震性の不安等機能面で課題があります。高齢者世帯や若年世帯のライフスタイル、需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、活用されるような環境を形成することが求められています。	【良好な住環境の形成】 ①市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化によるCO2排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。	長期優良住宅認定率(%)		・4-7-1 処理施設の整備と普及促進 ・5-6-1 災害を防ぐまちづくり ・5-6-2 災害に強いまちづくり	4-⑥-(2)
4-4	住環境、景観	4-4-2	市営住宅の適正な管理	都市整備課	③市営住宅の役割は、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが重要です。また、現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合等の対応を進める必要があります。	【市営住宅の適正な管理】 ①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの形成を図ります。				
4-4	住環境、景観	4-4-3	景観形成の推進	都市整備課	本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。	【景観形成の推進】 ①規制誘導を図り、良好な景観を形成します。 ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、さまざまな形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。	景観まちづくり賞の表彰数(件)		・1-1-3 農業の有する多面的機能の発揮 ・3-8-1 骨寺村荘園遺跡の保護	
4-5	上水道	4-5-1	安全な水の安定供給	業務課	人口減少に伴い水の需要が減少し、給水収益が減少していくことが見込まれており、一方では老朽施設の更新の必要性が増していくなど、水道事業を取り巻く環境は、より厳しさを増しています。今後、高度経済成長期に整備した大量の水道施設が一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担となりますが、市民生活に不可欠な水の供給を安定的かつ確実に持続していくためには、計画的な更新と耐震性能の向上を含む長寿命化を図るとともに、施設の規模や配置の見直しにより、無駄のない施設利用を進める必要があります。また、定期的な水道料金の改定を実施し、負担の平等化を図りながら、今後の施設更新に係る適切な財源確保に取り組む必要があります。	【安全な水の安定供給】 ① 水道事業の将来像と長期財政を見据え、安全な水の安定供給に努めます。 ② 優先順位を定め、水道施設及び管路の計画的な更新を行います。 ③ 災害に強い水道を目指し、施設の耐震化を進めるとともに、適切な維持管理と補修等により施設の長寿命化と、施設の統廃合や縮小等による効率的な水の供給に努めます。 ④ 災害復旧の応急訓練を行い、防災意識の向上を図ります。	基幹管路耐震適合率(%)	水道広報紙や水道週間行事、地域懇談会などを通じ、市民生活や経済活動に不可欠な水道への認識を深めましょう。		
4-5	上水道	4-5-2	未普及地域への対応	業務課 生活水対策室	・未普及地域における生活水対策は長年の懸案事項となっており、給水区域の拡張について、市としての判断を明確にする必要があり、平成30年度に再検討しましたが、新たな給水区域の拡張は極めて困難であるとの結論に達しました。 ・未普及地域における安全な水の供給は喫緊の課題であることから、新たな支援策として、生活水確保対策事業(一般会計4款 保健衛生総務費)を創設し、令和元年度から5年間を集中実施期間として事業の浸透に努めています。 ・今後の給水区域の拡張については、大規模な住宅開発や定住人口の増加、水道施設整備に対する財源措置の大幅な拡充等の環境変化が生じた時点で、地域の接続意向を確認した上で再検討します。	【(未普及地域における)生活水確保の推進】 未普及地域における安全な自家水源を確保するため、水質検査、井戸掘削及び浄水機器等の設置を支援する。 ・検査費用の負担軽減と受検しやすい体制の整備 ・検査結果に応じた水源確保と浄水機器等の設置補助	未普及地域の水質検査受検率(%)	将来にわたって良好な水質を保持し、安全かつ清浄な生活水を確保するため、限りある水資源を大切にしましょう。	・4-1-1 自然の保全と活用施設の充実 ・4-1-2 環境教育の充実	2-①-(9)
4-6	下水道	4-6-1	処理施設の整備と普及促進	下水道課	現在、汚水処理人口普及率の目標達成に向けて、宅地化が進行し、事業所や商業施設が密集する地域における下水道の管路整備を集中的に進めています。H28年度に策定した汚水処理施設整備計画で設定した整備計画区域の中には、人口減少と高齢化が進んでいることが影響し、費用を投じて整備を行っても、接続費用の捻出や後継者がいないこと等の理由から接続に至らないことがあるため、早期の整備計画の見直しが必要な状況となっています。 地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性等を勘案しながら、公共下水道もしくは農業集落排水施設で処理を行う集合処理区域と個人設置型浄化槽で処理を行う個別処理区域に再選定し、目標達成に向けて取組む必要があります。	【処理施設の整備と普及促進】 地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。 当市における汚水処理事業は、地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性等を勘案しながら、公共下水道と農業集落排水施設で処理を行う集合処理と浄化槽で処理を行う個別処理に区分し、進めています。	汚水処理人口普及率(%)	河川等の公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を維持するため、公共下水道等の集合処理が整備された区域の方は速やかに下水道に接続し、また、上記以外の区域の方は、浄化槽を設置し、生活排水を河川等に流さないよう努めましょう。		

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-1	医療	5-1-1	地域医療体制の充実	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 本市は高齢化率が高く、医療資源の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応が求められています。 医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要があり、特に小児、周産期医療体制の構築に力を入れていく必要があります。加えて、看護師などの医療技術職の確保も大きな課題であり、その確保及び育成を行うことが重要となっています。 	<p>【地域医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師確保を図ります。 市内の医療介護施設等に将来勤務しようとする者に修学資金の貸付を行い、医療介護従事者の確保を図ります。 	医療介護従事者修学資金貸付(人)	<ul style="list-style-type: none"> 普段から「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけるように努めましょう。 医師の負担が過重とならないよう、診療時間内の受診を心がけるように努めましょう。 	3-4-1 生涯学習環境の充実	1-⑧-(1) 2-⑨-(1) 2-⑨-(3) 4-②-(1)
5-1	医療	5-1-2	救急医療体制の充実	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 休日及び夜間の救急医療を確保するため医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療に対応するため病院が協力し輪番制による診療が実施されています。一方で、二次救急医療を担う県立病院をはじめ医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急を担う診療所の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診などにより医師の疲弊も問題となっています。 	<p>【救急医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。 医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の重症患者の命を救うために救急車を正しく利用するように努めましょう。 休日や夜間に具合が悪くなったときは、休日、夜間当番医の受診を心がけるように努めましょう。 		2-⑨-(1) 4-②-(1) 4-⑨-(1)
5-1	医療	5-1-3	病院及び診療所の運営	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、医療資源が集中している中心市街地から離れた周辺地域であっても医療サービスが安定的に確保される必要があります。 	<p>【病院及び診療所の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括医療体制の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。 また、病院と診療所のさらなる連携を推進します。 病院事業においては、構成する各事業の垂直統合のメリットを活かし、切れ目のない統合されたサービスによる生活を支える医療の提供と住民参加の推進により安定した経営に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象としたフォーラム、病院や診療所等が行う意見交換会などへ参加することにより、地域医療の現状を知り、理解し、守り育てるように努めましょう。 	5-3-2 地域包括ケアシステムの構築	4-②
5-2	地域福祉	5-2-1	地域福祉を担うひとづくり	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 近年、少子高齢化や核家族化などによる家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者との関わりをもつ機会が少なくなっています。また、地域の交流の機会が減少しており、思いやりやいたわりといった、お互いを思う気持ちを育む機会が少なくなっています。 	<p>【地域福祉を担うひとづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来を担う子どもたちが、相手を思いやる気持ちを育てていくことが重要であり、障がい者などの支援が必要な人のことを理解する取り組みを推進します。 	福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合(%)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者との交流、社会福祉協議会が行う福祉学習会などに参加し、支え合う心を育みましょう。 		3-③-(7)
5-2	地域福祉	5-2-2	共に支え合う地域づくり	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 近年、人口減少と少子高齢化の進展が顕著であり、加えて、個人の価値観の多様化、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりの希薄化が進み、お互いの支え合いや助け合いの機能が低下してきています。 福祉サービスが必要な人に対して、適切なサービスを受けられるように、支援が必要な人を把握し地域全体で適切なサービスにつなげていく取り組みが求められています。 社会福祉協議会、地域活動推進協議会等と連携を図りながら、社会福祉法人、ボランティアグループ、NPOなどによる福祉のネットワークづくりを推進していく必要があります。 認知症や障がいに対する理解を促進し、社会的に孤立することがないよう地域とつながり続ける仕組みづくりを支援する必要があります。 多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源の開発、提供を支援する必要があります。 社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域における公益的な取組の実施が求められており、地域の福祉課題を解決するため社会福祉法人間の連携が必要となっています。 	<p>【共に支え合う地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が認知症や障がいをお持ちの方が社会的に孤立することがないように、地域全体で支え合うことが重要となっています。 	権利擁護や成年後見制度に関する研修会に参加した人数(人)	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動などに参加し、住民同士の交流を深めるとともに、あいさつ、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。 		1-①-(1) 4-④
5-2	地域福祉	5-2-3	充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に自ら避難することが難しく、何らかの支援を要する方(避難行動要支援者)の避難支援については、対象者を把握し、その情報を地域の民生委員や行政区長などの避難支援等関係者に提供するなどして、地域で共に助け合い対応していくことが重要となっています。 また、災害時の支援が有効に機能するためには、平常時に地域で防災訓練などに取り組む必要があります。 	<p>【充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。 災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者ごとの避難支援の具体的計画を定める個別計画の作成を推進します。 	同意者名簿の提供に同意した者のうち個別計画を作成した割合(%)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に支援が必要となる人を把握するとともに、地域で行われる防災訓練等に参加しましょう。 		2-③-(9)

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-2	地域福祉	5-2-3	充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	福祉課	市社会福祉協議会に「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施しています。生活困窮者の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援や関係機関への情報提供など、自立に向けた相談支援体制の推進が必要です。 本市の生活保護受給世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい者世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の自立や安定した暮らしを実現するためには、被保護世帯の状況に応じた適切な支援が必要です。	【充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】 生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の早期把握や相談支援を行うとともに、生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じた就労支援や家計相談支援など、自立に向けた支援を推進します。	「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」のプラン策定後の終結者数の割合(%)	支援が必要と思われる人に対し、民生委員・児童委員や生活困窮者自立相談支援窓口相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守りましょう。		
5-3	高齢者福祉	5-3-1	介護予防の推進	長寿社会課	・介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要がある。 ・平成29年度から高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しており、住民主体による通いの場の充実に取り組んでいるが、事業実施に地域差がある状況である。	【介護予防の推進】 介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進する。	介護予防事業実施団体数(団体)	・生涯にわたり元気で暮らせるよう介護予防に取り組みましょう。 ・住民が自主的に運営する通いの場をつくり、参加しましょう。		1-④-(3) 4-④-(2) 4-⑨
5-3	高齢者福祉	5-3-2	地域包括ケアシステムの構築	長寿社会課	高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを組み合わせ、継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。 介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要になっている。	【地域包括ケアシステムの構築】 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせ、継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進める。	生活支援コーディネーターの配置数(人)	・認知症に対する理解を深め、地域での見守り活動に協力しましょう。 ・閉じこもり防止のための声掛けを行いましょう。 ・地域で高齢者とのふれあいの場を持ち、高齢者とのふれあいを通じ、福祉の心を育みましょう。		1-⑦ 2-⑥ 4-① 4-③ 4-④-(2) 4-⑩
5-3	高齢者福祉	5-3-3	生涯現役社会づくりの推進	長寿社会課	高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちである。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となる社会の実現が求められている。 シニア活動プラザを中心に元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげていくとともに、健康長寿を実践するため活動が必要となる。	【生涯現役社会づくりの推進】 ①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進していく。 ②元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図る。	老人クラブ加入者数(人)	・自らの知識や技能、経験を活かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。 ・生きがいを持って生活できるよう、趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に参加しましょう。 ・若者や地域との交流を持ち、自らが培ってきた生活文化を伝えましょう。		1-④-(3) 3-① 4-④-(2) 5-③-(8) 6-②-(12)
5-4	障がい者福祉	5-4-1	権利擁護、相談支援体制の充実	福祉課	障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組み、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。 特に、相談支援事業所が旧西磐井地区に偏在していることから、旧東磐井地区での相談支援体制の拡充が必要となっています。	【権利擁護、相談支援体制の充実】 ①障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることがないよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。 ②障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特に中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との連携を推進します。 ③自立に向けた必要な相談支援が行われるよう施設スタッフの確保、育成を図ります。 ④障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関等と連携し障がい者虐待の早期発見と防止を推進します。	相談支援事業所数(事業所)	研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めるとともに相談支援事業所等に気軽に相談しましょう。		
5-4	障がい者福祉	5-4-2	ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	福祉課	障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。	【ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供】 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で生活できるように、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。	児童発達支援サービス利用者の割合(%)	保健、教育、医療等に関する講演会等に参加し、障がい者に対する理解を深め、交流の輪を広げましょう。		4-⑦-(2) 4-⑪-(2)

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-4	障がい者福祉	5-4-3	自立と社会参加の促進	福祉課	障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機会を提供していく必要があります。	【自立と社会参加の促進】 ①障がい者支援施設に入所している障がい者が、希望するアパートやグループホームまたは自宅等で生活できるよう支援します。 ②一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク等と連携し、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行を推進します。	福祉施設から一般就労への移行者数(人)	障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力しましょう。 障がい者就労施設で作られた製品の利用(購入)や施設との交流などを通じ、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。		4-⑪-(2)
5-4	障がい者福祉	5-4-4	障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進	福祉課	障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。また、障がい者が災害時においても安全な生活が送れるよう避難支援体制の充実が求められています。	【障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進】 ①障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身体の安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。 ②障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう各種福祉サービスの充実を図ります。	障害福祉サービス(日中活動系)の利用者数(人)	障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう、利用している福祉サービスや災害発生時の対応等について理解を深め、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。		2-③-(12)
5-4	障がい者福祉	5-4-5	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	福祉課	障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。	【ユニバーサルデザインのまちづくりの推進】 障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実を図るなど、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	障がい者福祉まつりの参加者数(人)	キャップハンディ体験や障がい者との交流を通じて思いやりの心を持ち、福祉のまちづくりを心がけましょう。		4-⑪-(2)
5-5	健康づくり	5-5-1	生活習慣病の発症・重症化予防の推進	健康づくり課	・脳卒中(脳血管疾患)による死亡率は、県と比較すると高い状況であり、平成26年から平成28年にかけて緩やかに減少してきましたが、平成29年に上昇しています。 ・脳卒中(脳血管疾患)の発症予防のためには、特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることも重要な取り組みですが、特定健診の受診率は伸び悩み、目標値には達していません。 ・がん検診については、土日の検診や託児サービスの実施など、受診しやすい環境を整えるとともに、未受診者への再通知(コール・リコール)を実施し、受診率の向上に努めていますが、国が示す目標値の50%には達していない状況です。	【生活習慣病の発症・重症化予防の推進】 ・高齢化に伴い、医療費の増加や介護の担い手不足が課題となっていることから、高齢になっても健康で自立した生活が送れるように、要介護状態の要因ともなる生活習慣病の予防を推進することが重要です。 ・生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診、がん検診の受診率向上を目指します。 ・検診の結果、要医療または要精密と判定された方に対して、確実に医療機関を受診していただくよう、受診勧奨を行います。	・特定健診受診率(%) ・胃がん健診受診率(%) ・子宮がん検診受診率(%) ・肺がん検診受診率(%) ・乳がん検診受診率(%) ・大腸がん検診受診率(%)	・特定健診やがん検診を定期的を受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。 ・検診の結果、要医療または要精密と判定された場合は、医療機関を受診し必要な検査や治療を受けましょう。	5-3-1 介護予防の推進	4-⑨-(1)
5-5	健康づくり	5-5-2	健康づくりの推進	健康づくり課	・平成28年度のメタボリックシンドローム該当者の割合は、国や県と比較し低くなっていますが、予備群は県と比較し高くなっています。 ・平成28年度の特定健康診査の結果をみると、BMIと中性脂肪の有所見者の割合が国や県平均よりも高くなっています。また、ヘモグロビンA1c(血糖コントロールの指標)の有所見者の割合が増加傾向となっています。 ・特定健診の結果により、特定保健指導の対象者に該当した方には、特定保健指導を案内していますが、参加者数が少なく特定保健指導の実施率が目標値に達していない状況です。	【健康づくりの推進】 ・市民一人ひとりが、自らの健康を意識し健康づくりを実践できるよう、検診結果を活用した保健指導の充実を図ります。 ・特定健診の結果、特定保健指導の該当となった方に、保健師や栄養士が生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるよう保健指導を行います。	・特定保健指導実施率(%) ・特定保健指導の改善率(%) ・特定健診結果の要医療者における医療機関受診率(%)	・特定保健指導に積極的に参加し、生活習慣の改善に取り組みしましょう。	5-3-1 介護予防の推進	4-⑨-(1) 4-⑨-(2)
5-6	防災	5-6-1	災害を防ぐまちづくり	防災課	災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、消防・防災セミナーや避難所運営訓練などの機会を捉えて住民へ周知を図っていくことが必要です。	【災害を防ぐまちづくり】 避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。		・家庭や職場における災害時の避難所や避難場所、避難ルートを日ごろから確認しておきましょう。		2-③-(10) 2-③-(12) 2-③-(14) 2-③-(16) 2-⑮-(1) 2-⑮-(2)
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	防災課	災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所等を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図る取組も必要です。	【災害に強いまちづくり】 ・備蓄については、応急的に必要となる非常食、飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。 ・防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。		・災害時の行動について、家族で話し合っておきましょう。 ・訓練や講習会に参加し、防災に対する知識を深めよう。		2-③-(1) 2-③-(2) 2-③-(3) 2-③-(8) 2-③-(9) 2-③-(14) 2-③-(16)

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	防災課	災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定等による協力体制の確立を図るため、関係機関等との連携体制が必要となります。	【災害に強いまちづくり】 ・市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。 ・防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。				2-③-(15)
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	消防課	市民に対し、さまざまな媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが重要であり、市が発信する情報に限らず、住民自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を引き続き図っていく必要があります。	【災害に強いまちづくり】 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、いちのせきメール等を活用し、市民に対する迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及に努めます。		・いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送等を活用しましょう。 ・いちのせきメールに登録するとともに、必要な防災情報を自ら情報収集しましょう。		2-③-(4) 2-③-(9) 2-③-(18) 2-③-(19)
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	防災課	大規模災害時には、物流が停止し食糧の調達が難しくなるため、食糧の備蓄を行う必要があります。また、保存用非常食など、保存年限に応じた定期的な入れ替えが必要です。	【災害に強いまちづくり】 備蓄については応急的に必要となる非常食等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。		・災害に備え、家庭では概ね3日分の食料、飲料水を備蓄しておきましょう。		2-③-(13)
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	防災課	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者等への対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリ等の周知が必要です。	【災害に強いまちづくり】 ・防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。 ・外国人の住民や旅行者等への対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリ等の周知を図ります。		・防災マップを活用し、日ごろから災害時の対応について確認しておきましょう。		2-③-(15)
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	防災課	栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していくことが必要です。	【災害に強いまちづくり】 関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。				
5-6	防災	5-6-2	災害に強いまちづくり	広聴広報課	市民に対し、さまざまな媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが重要であり、市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。 コミュニティFM放送は、開局(平成24年4月)から7年が経過し、毎年度実施しているアンケート調査によると、聴取率・設置率がともに7割を超えており、市民生活にも徐々に浸透してきています。 調査結果によると、いまだ設置していない世帯が約2割で、さらに災害情報や緊急情報をコミュニティFMで放送していることの認識がない世帯が約3割であったことから、避難行動要支援者や高齢者世帯を中心に、緊急時にも役立つFMあすも専用ラジオの設置とその活用に関する周知、啓発を継続して取り組む必要があります。	【災害に強いまちづくり】 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール等を活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。	・コミュニティFM放送で災害情報や緊急情報を聞いたことがある世帯(%) ・コミュニティFM放送を聴いている世帯(%) ・専用ラジオを設置している世帯(%)	いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送等を活用しましょう。		2-③-(4)
5-6	防災	5-6-3	地域防災活動の充実	防災課	東日本大震災の発生から年月の経過とともに、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、また、近年頻発する大型台風や集中豪雨など、災害規模が大規模化、広範囲化していることを踏まえて、防災講演会やセミナーを通じ、命を守るための行動がとれるよう意識啓発に取り組む必要があります。	【地域防災活動の充実】 ①市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。 ②市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。 ③自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。	防災指導員数(人)	・市や地域の自主防災組織が行う研修や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めましょう。		2-③-(12)

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-7	消防、救急、救助	5-7-1	消防力の強化	消防課	火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。	【消防力の強化】 ①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。 ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の計画的な整備を進めます。 ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。 ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。		・消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設の周りには消防活動の障害となるものを置かないようにしましょう。 ・消防団への入団を促進し、消防団活動に協力しましょう。		2-⑧-(1)
5-7	消防、救急、救助	5-7-2	予防体制の強化	予防課	平成27年から令和元年までの過去5年間の火災発生状況の平均値は、火災件数48件、焼損棟数48棟、死傷者12人となっています。 平成27年から令和元年までの火災による死者は12人で、9人が65歳以上の高齢者となっており、今後さらに高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、財産を火災から守ることがますます重要です。 火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。	【予防体制の強化】 ①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。 ②市民の生命、財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。 ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。 ④住宅火災による死傷者を防止するため住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。		・防災知識を高め、普段から火災予防を心がけましょう。 ・防災組織の活動に自主的に参加するなど、火災予防に取り組みましょう。		
5-7	消防、救急、救助	5-7-3	救急、救助体制の充実	消防課	高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。また、救急車が到着するまでの間の応急手当が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、自動体外式除細動器(AED)を活用した救命講習による救命処置の普及啓発を図ることが必要です。 救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。	【救急、救助体制の充実】 ①メディカルコントロール体制(医師による指導、助言及び教育体制)のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。 ②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資器材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。 ③救命率を向上させるには、バイスタンダー(発見者などその場に居合わせた人)による応急手当が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、自動体外式除細動器(AED)を活用した救命講習による救命技術や知識の普及啓発に努めます。	普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数(人)	心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用方法などの応急手当を身につけるようにしましょう。		
5-7	消防、救急、救助	5-7-3	救急、救助体制の充実	消防課	近年、異常気象に伴う大規模な自然災害(豪雨、土砂災害、地震等)の発生や複雑多様化する事案に対応していくため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。	【救急、救助体制の充実】 ・救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。 ・複雑多様化する事案に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。 ・大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員の教育訓練を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。				
5-8	防犯、交通安全、市民相談体制	5-8-1	防犯体制の整備	生活環境課	・防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。 ・女性や子供への声掛け事案や高齢者の被害が目立つ特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。 ・防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民組織による活動を助長しながら、市民ぐるみの体制づくりが必要です。	【防犯体制の整備】 ・市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の展開を進めながら、犯罪のない、安全なまちづくりを目指します。 ・市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。 ・警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、関係団体と連携を密にしパトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。 ・非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に関する意識の向上に努めます。 ・防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費及び車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援し、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。 ・自治会等の防犯灯維持管理費用を補助するなど、交通安全と犯罪防止に努めます。	刑法犯発生件数(件)	・防犯への理解を深め、防犯パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。 ・防犯連絡所を設置し、防犯活動に協力しましょう。 ・高齢者や子どもの見守り活動に取り組みしましょう。 ・特殊詐欺被害防止に係る出前講座などの啓発的取り組みに引き続き対応しましょう。		2-⑩-(1) 6-③-(7)

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

総合計画後期基本計画分野別計画(草案)

①施策No.	②施策	③単位No.	④後期単位施策	担当課	⑤現状と課題	⑥後期基本計画単位施策【施策の展開】	⑦指標項目	⑧市民の参画	⑨関連施策	⑩市民等の意見反映
5-8	防犯、交通安全、市民相談体制	5-8-2	交通安全対策の推進	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 本市の平成31年の交通事故の発生件数は162件、死傷者数は204人で年々減少傾向にあり、いずれも平成28年度に制定された第3次交通安全計画の目標を達成している。しかしながら、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっているなか、本市においても交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。 交通事故を減らすためには交通安全思想の普及が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通安全マナーの向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。 特に、児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。 また、重大事故が多発している危険個所の点検や改良など、道路管理者と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。 	【交通安全対策の推進】 <ul style="list-style-type: none"> 警察署、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。 交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を推進します。 交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。 交通事故等危険個所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を進めます。 	交通事故発生件数(件)	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。 交通安全教室、交通安全協会、交通安全母の会の活動など交通安全への取組に参加しましょう。 交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。 		2-②-(1) 2-②-(2) 4-③-(1)
5-8	防犯、交通安全、市民相談体制	5-8-3	市民相談体制の充実	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっている。日々の暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関、関係団体などと連携しながら、相談ニーズを把握し適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。 市内においても、悪徳商法や特殊詐欺の被害が発生しており、こうした被害に遭わないため、消費生活出前講座の開催など消費者教育推進が必要です。 また成人年齢の引き下げに伴い、児童・生徒、若年層への消費者教育の必要性が高まっています。 	【市民相談体制の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 日常のさまざまな問題解決の糸口として、法律相談、行政相談、多重債務者相談等の市民相談を行います。 消費生活センターにおいては、消費生活をめぐるさまざまなトラブルから消費者を保護するため、相談体制を維持します。 消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。 	消費者講座の参加者数(人)	<ul style="list-style-type: none"> 悪徳商法、特殊詐欺などの被害を未然に防止するため、地域での消費生活講座の開催などに取り組みましょう。 高齢者が被害に遭わないよう、家族や近隣住民が連携し、日頃から声掛けなどに努めましょう。 		

一関市まちづくりスタッフ会議について

1 まちづくりスタッフ会議の役割

市民と行政が協働により計画づくりを進めるための実践的組織と位置付け、後期基本計画に関する検討を行う。

2 具体的な進め方

- 各課で作成した後期基本計画分野別計画の草案について、確認、検討を行う。
- 「5つの基本目標」にそれぞれ準拠した5つの部会を設け、各部会に分かれて現状と課題、施策の展開方向、市民の参画等についての検討を行う。

3 スタッフ会議の組織（各部会の構成等）

- 市民委員と職員委員で構成する。
- 委員の人数は50人以内とし、次のとおりとする。

ア 市民委員	35人
イ 職員委員	15人
- 総合計画審議会委員はオブザーバーとしてまちづくりスタッフ会議に出席する。
(各部会2人程度)
- 全体の進行役はいちのせき市民活動センター職員にお願いする。
- 各部会の構成(例)は、市民委員7人、職員委員3人、審議会委員2人、市民活動センターの計13人とする。
 - ・市民委員：分野別計画の検討
 - ・職員委員：まちづくりスタッフ会議と担当課との調整、部会の進行役、まとめ役。
 - ・審議会委員(オブザーバー)：審議会とまちづくりスタッフ会議とのパイプ役
審議会での審議の際にまちづくりスタッフ会議での議論の内容を伝える。
 - ・いちのせき市民活動センター職員：全体の調整役
- 5部会それぞれに部会長及び副部会長を置く
- 分野別部会
 - (1) 「地域資源をみがき生かせる魅力あるまち」部会
 - (2) 「みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち」部会
 - (3) 「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」部会
 - (4) 「郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち」部会
 - (5) 「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち」部会

4 日程（予定）

会議	日時	場所	内容
第1回	4月25日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	【全体会】 ・委嘱状交付 ・議長、副議長の選出 ・総合計画の説明 ・スタッフ会議の概要及び進め方の説明 【部会別会議】一覧表で作業 ・全体会に引き続き5部会に分かれて開催 ・部会長・副部会長選出。 ・「現状と課題」について職員から説明、質疑応答。
第2回	5月16日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	【部会別会議】一覧表で作業 ・第1回の振り返り。 ・「施策の展開」について職員から説明、質疑応答、検討。
第3回	6月20日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	【部会別会議】計画書原稿で作業 ・第2回の振り返り ・「施策の展開」、「市民の参画」について検討。
第4回	7月11日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	【部会別会議】計画書原稿で作業 ・第3回の振り返り ・「施策の展開」、「市民の参画」について検討、まとめ。
第5回	8月1日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	【全体会】 ・審議会で取りまとめた全体案を確認。 (タウンミーティング資料)

5 その他

- ・資料とする一覧表、分野別計画の草案は自宅に持ち帰ってもらい、次回までに意見をまとめてきてもらう。
- ・一人の発言時間や発言内容についてルールを定め、基本計画の検討を円滑に進める。